政府統計

令和８年経済センサス - 活動調査

調査票の記入のしかた

- ◆ 本調査は令和８年６月１日現在で行う調査です。
- ◆ 調査票の記入にあたっては、本冊子を必ず参照してください。
- ◆ 調査票は、貴社の企業全体について記入する**「企業（団体）調査票」**と、貴社に属する事業所ごとに記入する**「事業所調査票」**があります。
  「事業所調査票」は事業所単位の調査ですので、**日本国内の本社事業所を含む全ての傘下事業所について事業所ごと**に記入してください。
- ◆ 調査票は、**黒色のペン又はボールペンで濃く・はっきりと記入してください（摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください）。**
  記入した内容を**訂正する場合は、二重線で消し、正しい内容を記入してください。**
- ◆ 記入欄にあらかじめ青字で印字されている場合（※）は、印字記載されている内容に変更がないかを確認し、**内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。**
  （※） 事前に印字されている情報は、回答負担を少しでも軽くするため、統計法（平成19年法律第53号）第27条第２項に基づき提供を受けた「事業所母集団データベースに記録されている情報」等をもとに印字しております。
- ◆ あらかじめ記入欄に「＊＊＊」が印字されている場合は、記入の必要はありません。
- ◆ 調査票を提出する前に、記入もれや記入誤りがないか、もう一度ご確認ください。
- ◆ 「企業（団体）調査票」と「事業所調査票」のすべての調査票をご提出ください。
- ◆ 調査票の記入内容について、後日、実施事務局から確認させていただく場合があります。

総務省・経済産業省

索引

業種分類と調査票の対応について …… 1ページ
事業所とは …… 2
事業所の区切り方について …… 3
よくあるご質問 …… 【QA】-1

企業（団体）調査票の項目

13 14
名称及び電話番号 …… 5
所在地 …… 5
経営組織 …… 5
法人番号 …… 5
企業（団体）全体の常用雇用者数及び支所等数 …… 5
企業全体の主な事業の内容 …… 4
政治団体、宗教の種類 …… 4
消費税の税込み記入・税抜き記入の別 …… 10
企業（団体）全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目 …… 10
企業（団体）全体の事業別売上（収入）金額 …… 12
商品売上原価 …… 18
年初及び年末商品手持額 …… 19
設備投資の有無及び取得額 …… 19
自家用自動車の保有台数 …… 19
土地・建物の所有の有無 …… 19
資本金等の額及び外国資本比率 …… 18

13
建設、サービス収入の内訳 …… 21
業態別工事種類 …… 26

〈索引の見方〉

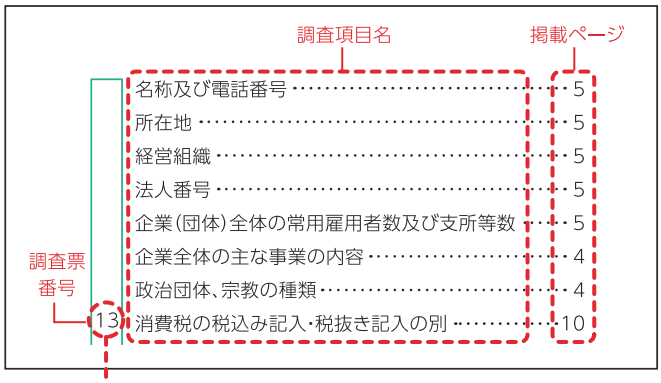

〈掲載イメージ〉

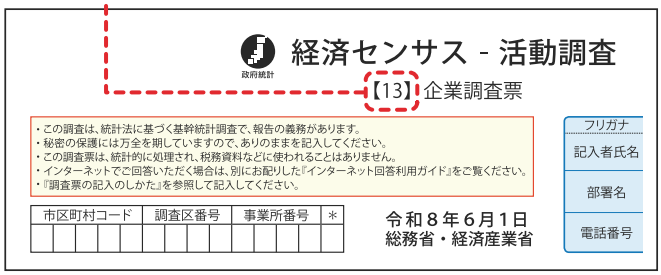

事業所調査票の項目

15 ～ 20
事業所の名称及び電話番号 …… 28
事業所の所在地 …… 29
この場所での事業所の開設時期 …… 29
この事業所の従業者数 …… 30
この事業所の主な事業の内容 …… 32
本所等の別 …… 33
事業所の売上（収入）金額 …… 33
事業別売上（収入）金額 …… 33

15
農業の収入の内訳 …… 【15】-1
林業の収入の内訳 …… 【15】-3
漁業の収入の内訳 …… 【15】-5

16
費用総額及び給与総額 …… 【16】-1
生産数量及び生産金額 …… 【16】-1
品目の内容例示 …… 【16】-3

17
事業所調査票（製造業）の記入に際して調査期間に関する注意事項 …… 【17】-1
人件費及び人材派遣会社への支払額 …… 【17】-3
原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額 …… 【17】-4
有形固定資産 …… 【17】-5
製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額 …… 【17】-8
製造品出荷額、在庫額等 …… 【17】-7
製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 …… 【17】-10
主要原材料名 …… 【17】-10
工業用地及び工業用水 …… 【17】-10
作業工程 …… 【17】-9
備考 …… 【17】-9

18
年間商品販売額等 …… 【18】-2
小売販売額の商品販売形態別割合 …… 【18】-4
セルフサービス方式の採用 …… 【18】-3
売場面積 …… 【18】-6
営業時間 …… 【18】-5
店舗形態 …… 【18】-6

19
この事業所の主な事業の内容 …… 【19】-1
相手先別収入割合 …… 【19】-2

20
政治団体、宗教の種類等 …… 【20】-1

業種分類と調査票の対応について

お配りした調査票の種類は、企業全体を記入していただく**「企業（団体）調査票」**と本社・支社等の事業所ごとの情報を記入していただく**「事業所調査票」**の2種類があります。業種分類と調査票の対応につきましては、下表を参照してください。

【業種分類・調査票対応表】

業種分類	調査票の種類			
	番号	企業（団体）調査票	番号	事業所調査票
農業、林業	【13】	企業調査票	【15】	事業所調査票（農業、林業、漁業）
漁業				
鉱業、採石業、砂利採取業			【16】	事業所調査票（鉱業、採石業、砂利採取業）
製造業			【17】	事業所調査票（製造業）
卸売業、小売業			【18】	事業所調査票（卸売業、小売業）
建設業			【19】	事業所調査票（建設業、サービス業）
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業、郵便業				
金融業、保険業				
不動産業、物品賃貸業				
学術研究、専門・技術サービス業				
宿泊業、飲食サービス業				
生活関連サービス業、娯楽業				
教育、学習支援業				
医療、福祉				
複合サービス事業				
サービス業（他に分類されないもの）（政治団体、宗教を除く）				
サービス業（他に分類されないもの）（政治団体、宗教）	【14】	団体調査票（政治団体、宗教）	【20】	事業所調査票（政治団体、宗教）

〈 企業（団体）調査票と事業所調査票の考え方 〉

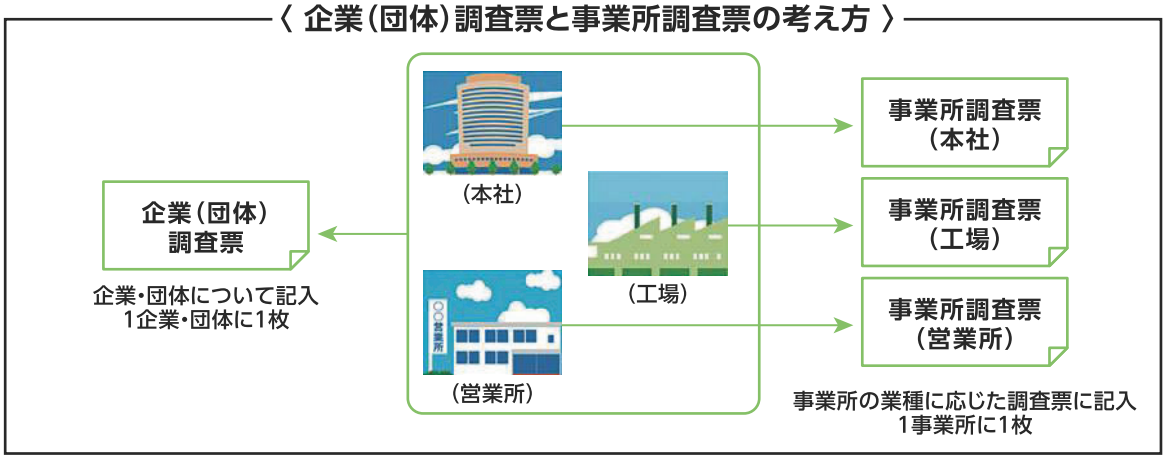

本調査の対象となる「事業所」の定義の詳細については、次ページの「事業所とは」、「事業所の区切り方について」をご覧ください。

事業所とは

ここでいう事業所とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が

①単一経営主体のもと（グループ企業は含めません）で
②一定の場所を占めて
③従業者と設備を有し
④継続的に行われているもの

をいいます。
同じ組織であっても、**場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれ別の事業所とします。**
管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

◆　事業所の例

など

◆　本所・本社・本店（本社等）とは

他の場所に**同一経営**の支社等があって、経営全体を統括している事業所をいいます。

○　同一経営主体となる例

- フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店
- フランチャイズ・チェーンの加盟店を経営する事業主（企業）が経営するすべての店舗など

×　同一経営主体とならない例

- フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店（別経営）
- 親会社と子会社・関連会社などのグループ企業の事業所
- 百貨店やスーパーなどと消化仕入（売上仕入）契約を結んで、出店している売場

◆　支所・支社・支店（支社等）とは

本社等の統括を受けている事業所のうち、従業者を有し、事業・活動が行われている場所をいい、「支所・支社・支店」のほか、営業所、出張所、工場、配送センターなどもいいます。

事業所とする例、事業所としない例

○　他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで貴社の事業活動が行われている場合も、貴社の事業所とします。

○　貴社が他社から業務を請け負って、他社の工場などの中に、一定の場所を占めて業務を行っている場合、その部分は貴社の事業所とします（指定管理者制度により施設管理を受託しているような場合も同様です。）。

×　**ビルやダムなどの建設現場にある詰所等**は、事業所とはしません（管理している建設会社の事業所に含めます。）。

×　**マンションの管理人室や、テナントなどが入居するビルの管理人室**は、場所が離れていても、原則として別の事業所とはしません（それらを管理している管理会社などの事業所に含めます。）。

×　**国及び地方公共団体などの行政機関に在駐している記者クラブ**は、単一の事業所とはしません（管理している報道機関などの事業所に含めます。）。また、空港など行政機関以外に在駐している場合も、特段の報道機材を持ち込んでいなければ事業所とはしません。

※　マンションやテナントなどが入居するビルの管理人室、行政機関に在駐している記者クラブが1事業所として調査票が配布されていた場合には、当該事業所調査票の「この事業所の主な事業の内容」欄に「管理人室」、「記者クラブ」と記入してください。

事業所の区切り方について

① 事業所は、原則として、場所（同一区画）ごとに、それぞれ別の事業所としますので、道路を隔てた別棟において事業を行っている場合は、それぞれ別の事業所とします。
② 同じ建物でも入口が完全に異なっている場合は、別の場所にあるものとみなして、それぞれ別の事業所とします。
③ ただし、近接していて、経営諸帳簿が一緒で分けることができない場合は、1つの事業所とします。
※ 経営諸帳簿とは、賃金支払台帳、売上台帳、現金出納帳、出勤管理簿などをいいます。

① 本棟と別棟は、それぞれ別の事業所

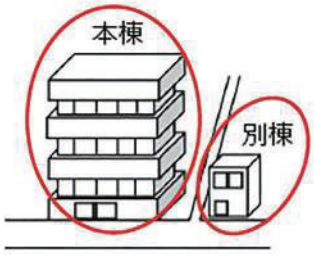

② 入口が異なっているのでそれぞれ別の事業所

③ 経営諸帳簿が一緒で分けることができないので1つの事業所

同一ビル内の事業所の区切り方（例）

・ 同一ビルの中に同一会社の本社と支社、営業所などがある場合は、それぞれを別の事業所とします。

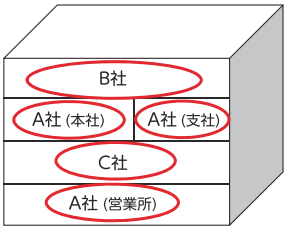

この例の場合、
A社の事業所は3つ
（本社、支社、営業所）
B社の事業所は1つ
C社の事業所は1つ
となります。

・ また、本社、支社などが複数階にまたがる場合でも、階では区切らずに、本社、支社などの単位ごとに1つの事業所とします。

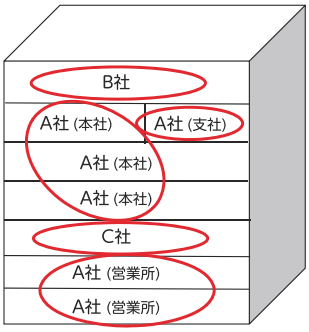

この例の場合、
A社の事業所は3つ
（本社、支社、営業所）
B社の事業所は1つ
C社の事業所は1つ
となります。

※ 事業所の区切り方について、企業の組織形態にもよるため、ご不明な点がございましたら、コールセンターまでご相談ください。

区切り方の特殊な例

● **鉄道などによる運輸業**は、管理責任者のいる場所ごとに別々の事業所とします。
・ 鉄道業で、同一構内に、駅、車掌区、保線区、電力区などがある場合は、それぞれ別の事業所とします。
ただし、駅長、区長など管理責任者の置かれていない機関は、そこを管理する責任者などのいる事業所に含めて1つの事業所とします。

事業所は3つ

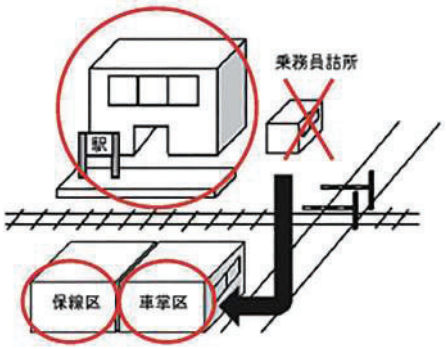

● **同一区画に高校と中学校など2つ以上の学校がある場合**は、学校の種類ごとに別々の事業所とします。
また、大学に併設されている附属病院や研究所も、それぞれ別の事業所とします。ただし、大学の複数の学部学科が同一のキャンパス内にある場合については、1つの事業所とします。

学校ごとに別の事業所

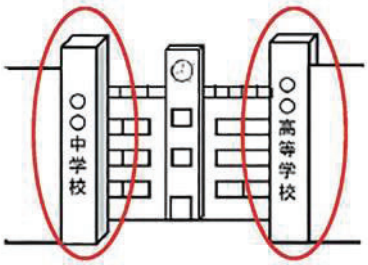

● テナントとして出店している場合は、出店元の企業の事業所とします。
ただし、百貨店などと**消化仕入（売上仕入）**の契約を結んで、出店している売場については、出店先の百貨店に含まれるため、出店元の企業の事業所とはしません。

【13】企業調査票　【14】団体調査票（政治団体、宗教）　第1面

【13】企業調査票

【14】団体調査票（政治団体、宗教）

記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

フリガナ	トウ　ケイ　　タ　ロウ
記入者氏名	統計　太郎
部署名	総務部
電話番号	（　03　）1234－XXXX（内線：　）

1 名称及び電話番号
- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 法人の場合は登記上の名称を「**正式名称**」欄に記入してください。
- **屋号など**通称名がある場合は「**通称名**」欄に記入してください。

フリガナ	~~トウケイショウテン~~　　ショップ　トウ ケイ
正式名称	① ~~株式会社 統計商店~~　株式会社SHOP統計
通称名	
電話番号（代表）	（　03　）1234－XXXX

2 所在地
- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 企業本所の所在地を記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「**ビル・マンション名等**」欄に記入してください。

②	③ 郵便番号	都道府県名	市区町村名
	162－8668	東京都	新宿区

町丁・字・番地・号	ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）
若松町３丁目２番１号	④ センサスビル　１階

3 経営組織
- 経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- **会社以外の法人**：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等

① 個人経営	② 株式会社 有限会社 相互会社	③ 合名会社 合資会社	④ 合同会社	⑤ 会社以外の法人	⑥ 外国の会社 ⑤	⑦ 法人でない団体
	会社（外国の会社を除く）					
	法人（外国の会社を除く）					

4 法人番号
- 指定されている法人番号13桁を記入してください。不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表サイト）により確認できます。

⑥ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。　□ 法人番号なし

5 企業全体の常用雇用者数及び支所等数
- 工場、営業所などや従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。
- 海外（現地法人）の出向者について給与が支払われている場合は国内の欄に含めます。

	国内	海外（現地法人は除く）
常用雇用者数	⑦ 50 人	0 人
支所・支社・支店数	⑧ 3 事業所	0 事業所

6 企業全体の主な事業の内容
- 印字されている場合、内容に変更あれば、二重線で消して修正してください。
- 『**調査票の記入のしかた**』6～9ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

（1）主な事業の内容	（2）生産品、取扱商品又は営業種目
⑨ 酒類、飲食料品の卸売	① ⑩ 酒類
	② 飲料品
	③ 食料品

6 企業全体の主な事業の内容 ※【13】企業調査票のみ

⑨ 「（1）主な事業の内容」の記入にあたっては、6～9ページの記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。
- 支所・支社・支店を含めた企業全体の主な事業内容を記入してください。
- 企業全体の主な事業の内容は、会社の定款に記載されているものとは関係なく、実際に行っている主な事業内容について記入してください。
- 複数の事業を行っている場合は、令和7年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額が最も多い事業内容について記入してください。
- 商品の販売、賃貸等を行っている場合は、主に何を販売しているか、又は何を賃貸しているかがわかるように記入してください。

⑩ 「（2）生産品、取扱商品又は営業種目」には、「（1）主な事業の内容」について、具体的な生産品、取扱商品、サービスの営業内容などを売上（収入）金額の多いものから3項目を記入してください。
「（1）主な事業の内容」のうち、主に何を販売しているか、何を賃貸しているか、又はどのようなサービスを提供しているかなどがわかるように具体的に記入してください。（記入例は6～9ページを参照してください）

6 政治団体・宗教の種類
- ○囲みの印字がない場合は、右表の中から、該当する番号を選択し、○で囲んでください。

政治団体	① 政治団体
宗教	② 神道系宗教
	③ 仏教系宗教
	④ キリスト教系宗教
	⑤ その他の宗教

6 政治団体、宗教の種類 ※【14】団体調査票（政治団体、宗教）のみ

◆ 該当する番号を1つ、○で囲んでください。

1 名称及び電話番号

❶ 名称は、略称ではなく**正式名称（法人の場合は登記上の名称）**を記入してください。

記入上の注意

✓「通称名」欄には屋号など（○○飯店、カフェ△△など）を記入してください。
✓ フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称・店舗名を「通称名」欄に記入してください。

● 正式名称に変更がある場合には、「**フリガナ**」欄にも変更後の正式名称を**カタカナで記入して**ください。
英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についても**フリガナ**を記入してください。
ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分のフリガナは記入不要です。

2 所在地

❷ 登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。
❸ 本所・本社・本店等で固有の郵便番号等を持っている場合は、その郵便番号を記入してください。
❹ **本所・本社・本店等がビルなどの中にある場合**は、「ビル・マンション名等」欄に**そのビルの名称と入居している階（マンションの場合は、号室まで）**を記入してください。
● **本所・本社・本店等が他の事業所の構内にある場合**は、「ビル・マンション名等」欄に**「○○構内（○○は入居先の法人名と事業所名）**と記入してください。

3 経営組織

❺「外国の会社」とは、外国に本所がある会社の国内支所の場合をいいます。
外国の資本が参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」には該当しません。

4 法人番号

❻ 13桁の法人番号を記入してください（会社法人等番号（12桁）ではありません）。
● 法人番号は、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト（国税庁法人番号公表ウェブサイト）により確認できます。
● **マイナンバー（個人番号）は絶対に記入しないでください。**
● 企業年金基金、健康保険組合、土地改良区などで、法人番号が指定されていない場合は、法人番号なしの□に「レ」印を記入してください。

5 企業全体の常用雇用者数及び支所等数

※【14】団体調査票(政治団体、宗教)は項目「5 団体全体の常用雇用者数及び支所等数」

❼ 常用雇用者数
● 令和８年６月１日現在で支所・支社・支店を含めた企業全体の常用雇用者数を国内と海外**（現地法人を除く）**に分けて記入してください。
● 常用雇用者がいない場合は「0」と記入してください。

≪常用雇用者とは以下のいずれかに該当します≫

○ 契約期間を定めずに雇用している人
○ １か月以上の期限を定めて雇用している人

❽ 支所・支社・支店数
● 令和８年６月１日現在で所有する本所・本社・本店以外の支所・支社・支店、営業所、工場、出張所などの事業所数を国内と海外（現地法人を除く）に分けて記入してください。
● 国内と海外のいずれか一方だけに「支所・支社・支店」がある場合には、もう一方の「支所・支社・支店」数は「0」と記入してください。
● 支所・支社・支店には、工場、営業所、出張所、配送センター、海外駐在員事務所などのほか、従業者のいる倉庫や管理人のいる寮なども含めます。ただし、建築現場や建設業における現場事務所は支所には含めません。
詳しくは、2ページの「事業所とは」をお読みください。

≪以下については「支所・支社・支店」に該当しません≫

フランチャイズ・チェーンなどの加盟店

・ フランチャイズ方式の加盟店など、経営者が本部の経営者と別の場合（ただし、加盟店経営者が複数の店舗を所有している場合、その所有している店舗は、加盟店の経営者にとっては、「支所・支社・支店」となります。）

消化仕入（売上仕入）

・ 百貨店やスーパーマーケットなどと消化仕入（売上仕入）の契約を結んで、出店している売場

子会社・関連会社

・ 子会社や海外現地法人、関連会社などのグループ企業の事業所

その他

・ ＡＴＭやコインランドリーなどの無人の店舗
・ ボランティアなど、無給の従業者のみで事業を行っている場合
・ 建築現場や建設業における現場事務所など

【13】調査票「 6 企業全体の主な事業の内容」の記入例

◆ 本社などで、管理事務を行っている場合

- 主として企業全体や配下の支所の管理事務を行っている場合は、「管理事務」と記入するとともに、管理下の全事業所を通じた全体の主な事業の内容を記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目	
管理事務 (自動車製造)	①	自動車
	②	
	③	

◆ 飲食サービス業の場合

- 客の注文に応じてその場で調理しているのか、作り置きの商品を小売しているのか、その旨を事業の内容とともに記入してください。
- 店内で飲食が可能か又は持ち帰り専門かがわかるように記入してください。
- 特定の料理を提供している場合は**提供している飲食料品の種類がわかるように**「天ぷら料理店」、「イタリア料理店」、「中華料理店」、「焼肉店」、「そば・うどん店」、「すし店」、「ハンバーガー店」などのように記入してください。
- **単に「飲食業」、「飲食店」、「レストラン」とのみ記入せず、**具体的に記入してください。
- 各種の料理を提供している場合は、「大衆食堂」、「ファミリーレストラン（各種料理）」などのように記入してください。
- 主として酒を提供している場合は、料理品が主なのか酒の提供が主なのかわかるように記入してください。また、「居酒屋」、「オーセンティックバー」、「キャバレー」、「ナイトクラブ」など遊興飲食かどうかがわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目	
天ぷら料理店	①	天ぷら
	②	刺身
	③	ビール
持ち帰りすし店 (注文を受けて調理)	①	にぎり
	②	海鮮丼
	③	
ピザの宅配 (注文を受けて調理)	①	ピザ
	②	パスタ
	③	グラタン
大衆食堂	①	から揚げ定食
	②	親子丼
	③	カレーライス

◆ 商品を販売している場合

- 取り扱っている商品名と、卸売か小売かの別を記入してください。
- 作り置き弁当などを小売している場合は、「○○の小売（作り置き）」と記入してください。
- 自ら製造を行わず、中小受託事業者に製造（加工）させて、この事業所（自社）の製品として卸売している場合は、「○○の卸売」と記入してください。
- 主に各種商品を小売している場合は、百貨店、食料品スーパーマーケット、総合スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、均一価格店（ワンプライスショップ）などと記入してください。
- 商品を製造して小売している場合は、「○○の製造小売」と記入してください。
- 製造販売で、卸売と小売の両方を行っている場合は、「○○の製造小売」などと、どちらかが主な方かがわかるように記入してください。
- 店舗を持たず、専らカタログ、テレビ、インターネット等の通信販売により個人から注文を受け、商品を販売している場合は、「○○の通信販売（無店舗）」と記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目	
弁当の小売 (作り置き)	①	からあげ弁当
	②	幕の内弁当
	③	しょうが焼き弁当
パソコン等の 機械器具の卸売	①	パソコン
	②	プリンター
	③	コピー機
コンビニエンスストア	①	弁当
	②	飲み物
	③	雑誌
ワンプライスショップ	①	日用雑貨
	②	食料品
	③	文具

◆ 物品を製造（加工）している場合

- 何を作っているのか（生産品の名称）、何から作っているのか（材料）、製品の用途、製造の方法などがわかるように記入してください。
- 機械器具やプラスチック製品などを製造している場合は、その用途を記入してください。
- 製造販売で、卸売と小売の両方を行っている場合は、「○○の製造卸売」などと、どちらが主な方かがわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目	
革製手袋の製造	①	ゴルフ用
	②	野球用
	③	防寒用
魚肉加工品の 製造卸売	①	かまぼこ
	②	ちくわ
	③	
電化製品用 プラスチック製品の製造	①	テレビ用筐体
	②	電話機筐体
	③	電気掃除機筐体
電子デバイス製造	①	集積回路
	②	液晶パネル
	③	

◆ 土木・建築・設備工事を行っている場合

- **単に「建設業」とのみ記入せず、建築物の種類や工事の内容がわかるように**記入してください。
- 工事の内容については、建築物や土木施設の工事全体を行うか、そのうちの一部の工事を請け負っているか、プレハブ工法で行うかなどがわかるように記入してください。また、一部の工事を請け負っている場合は、請負内容を記入してください。
- 土木工事を行っている場合は、舗装工事か、それ以外の工事かがわかるように記入してください。
- 住宅設備機器等の施工を行っているほか、それらの販売も行っている場合は、どちらが主な方かがわかるように記入してください。
- 設備工事を行っている場合は、「電気」、「給排水・衛生設備」、「空調・換気」、「ガス」、「通信（電話等）」、「消火設備」など、工事を行っている設備がわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
木造住宅の建築の一式請負	① 木造住宅
	②
	③
道路などの舗装工事の一式請負	① 道路の舗装
	② 駐車場の舗装
	③
風呂などの住宅設備機器の卸売及び取付工事（卸売が主）	① 風呂の浴槽
	② システムキッチン
	③ 洗浄機付きトイレ
建物の外壁の吹付塗装	① オフィスビル
	② マンション
	③ モルタル住宅

◆ 倉庫の場合

- 低温装置を施した倉庫を所有している場合は、その旨を記入してください。
- 店舗、工場などの自家用の倉庫の場合は、その店舗、工場などの主な事業の内容と自家用の倉庫であることがわかるように記入してください。
- **単に「物流」、「ロジスティクス」、「サードパーティーロジスティクス」とのみ記入せず、**具体的に記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
倉庫業	① 冷蔵倉庫
	② トランクルーム
	③
△△工場の自家用倉庫（飲料用アルミ缶の製造）	① 清涼飲料水用
	② ビール用
	③

◆ 不動産に関する事業を行っている場合

- **不動産の種類（住宅、事業所、店舗、土地など）**のほか、これらについて**売買しているか、賃貸しているか又はそれらの代理・仲介をしているかがわかるように**記入してください。
- マンションの管理を請け負っている場合は、「マンションの管理」と記入してください。
- **建物を対象として清掃、保守、機器の運転を一括して請け負っている場合**は、「ビル総合管理」、「ビルメンテナンス業」、「建物総合管理業」、「ビルサービス業」などのように記入してください。
- 建物を対象として清掃、保守、機器の運転、その他維持管理を行っている場合は、「建物の清掃・保守」などサービスの内容がわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
アパート・マンションの賃貸の仲介	① アパート
	② マンション
	③ 一戸建て住宅
マンションの管理	① マンション
	②
	③
ビル総合管理	① 施設の清掃
	② 空調設備の点検
	③
駐車場業	① コインパーキング
	② 駐車場の管理
	③

◆ 運輸事業の場合

- 運送手段の種類（自動車、軽自動車、オートバイ、鉄道、航空機、船舶など）と運送する対象（人、物）、**特定荷主の運送などがわかるように**記入してください。
- 貨物利用運送業の場合は、第一種利用運送業か第二種利用運送業かわかるように記入してください。
- 貨物(荷物)取次業の場合は、取次店か代理店かわかるように、具体的に記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
乗合バスによる旅客の運送	① 路線バス
	② 定期観光バス
	③
トラックによる貨物宅配便（第一種利用運送業）	① 食品
	②
	③

◆ 物品の修理を行っている場合

- 何を修理しているかがわかるように記入してください。
- 同種商品の販売を兼ねている場合は、その旨を記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
自動車の整備・小売	① 自動車の整備
	② 自動車の小売
	③

◆ 協同組合の場合

- 協同組合の種類（農業協同組合、水産加工業協同組合、事業協同組合など）のほか、協同組合が行っている事業の内容を記入してください。
- 単一の事業を行っている場合は、その事業（営農センター、共同選果場、ガソリンスタンドなど）を記入してください。
- 信用事業又は共済事業のほかに購買事業、販売事業、経営・技術指導等を行っている場合には、必ず信用事業又は共済事業を記入し、さらに行っている他の事業を記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
信用、共済、購買を行う農協	① 信用
	② 共済
	③ 購買
農業資材販売	① 肥料
	②
	③
金融業務	① 窓口業務
	②
	③

【13】調査票「 6 企業全体の主な事業の内容」の記入例（つづき）

◆ 労働者（人材）の派遣などを行っている場合

・「労働者派遣業」、「職業紹介業」又は「業務請負」のいずれかがわかるように記入してください。なお、「業務請負」の場合は、請け負っている内容がわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
労働者派遣業	① 事務員
	② ソフトウェア開発
	③
職業紹介業	① 営業スタッフ
	② 事務スタッフ
	③
業務請負	① 自動車(新車)塗装請負
	② 携帯電話組立請負
	③

◆ 宿泊施設の場合

・施設の種類がわかるように、「旅館」、「ホテル」、「簡易宿所」、「カプセルホテル」、「ユースホステル」などと記入してください。
・民宿の場合は、営業許可の種類（旅館・ホテル・簡易宿所）を記入してください。
・民泊の場合、宿泊サービスを提供していることがわかるように記入してください。また民泊の仲介、家主から委託され管理を行っている場合は、その旨を記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
ホテル	① 結婚式
	② 宿泊
	③ レストラン

◆ 病院、医院などの場合

・専門の科名と**病床数**を記入してください。
・医院などで、病床数がなければ「病床数0」と記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
○○診療所 （病床数15）	① 内科
	② 小児科
	③

◆ 手技などによる施術を行っている場合

・主に療術を行う場合は、施術の内容とともに、療術であることがわかるように記入してください。
・主に美容・痩身を目的とするエステティック業の場合は、「エステティック業」、「エステティックサロン」などと記入してください。
・主に心身の緊張を弛緩させるための手技による施術を行う場合は、「リラクゼーション業（手技を用いるもので医業類似行為を除く）」と記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
リラクゼーション業 （心身の緊張を弛緩）	① ヘッドセラピー
	②
	③
エステティック業	① 美顔
	② 痩身
	③ アロマオイルトリートメント
リラクゼーション業 （手技を用いるもので医業類似行為を除く）	① 手技によるボディケア
	② 手技によるフットケア
	③ 手技によるハンドケア

◆ 保険を扱っている場合

・扱っている保険の種類（生命保険、火災保険など）がわかるように記入してください。
・代理店の場合は、その旨を記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
生命保険業	① 生命保険
	②
	③
保険代理店	① 生命保険
	② 自動車保険
	③

◆ 研究所の場合

・どのような内容の研究を行っているかがわかるように記入してください。
・製品（商品）の研究を行っている場合は、その研究内容を記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
研究所	① 抗がん剤
	②
	③
研究所	① 経済学
	② 社会学
	③

◆ 設計業を行っている場合

・土木・建築の設計か、機械の設計かがわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
建設設計監理	① 設計監理
	②
	③

◆ 福祉事業を行っている場合

- 児童福祉、老人福祉、障がい者福祉など、サービスを提供する対象がわかるように記入してください。また、施設の種類がわかるように記入してください。
- 1箇所で、複数の施設を経営している場合は、主な施設の種類がわかるように記入してください（同じ場所であっても、他者が経営している事業所は除きます）。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目	
老人デイサービスセンター	①	デイサービス
	②	訪問介護
	③	居宅介護支援
介護老人保健施設	①	療養
	②	リハビリ
	③	
グループホーム（障がい者）	①	生活支援
	②	
	③	
高齢者複合福祉施設	①	特別養護老人ホーム
	②	認知症老人グループホーム
	③	老人デイサービス

◆ 宗教活動を行っている場合

- 宗教活動を行う事業所は、仏教系、神道系、キリスト系などの種類がわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目	
宗教活動（仏教系）	①	
	②	
	③	

◆ 学校、塾などの場合

- 洋裁学校、外国語学校などで、専修学校又は各種学校の認可を得ている場合は、その区別がわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目	
外国語学校（専修学校）	①	英語
	②	フランス語
	③	スペイン語

◆ 認定こども園の場合

- 認定こども園の場合は、**類型（「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」）がわかるように**記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目	
幼保連携型認定こども園	①	教育・保育・子育て支援
	②	
	③	

◆ 広告業を行っている場合

- 「広告業」又は「広告代理業」と記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目	
広告業	①	テレビ広告
	②	新聞広告
	③	雑誌広告

◆ 広告内容の制作のみを行っている場合

- どのような広告を制作しているかがわかるように、「折込広告制作業」、「新聞広告制作業」、「テレビコマーシャル制作業」などのように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目	
新聞広告制作業	①	新聞
	②	雑誌
	③	

◆ パチンコ景品交換所の場合

- パチンコ景品交換所の場合は、景品の種類を（2）に記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目	
パチンコ景品交換所	①	金地金
	②	
	③	

◆ コンサルタント業の場合

- どのような内容のコンサルタントか（経営、建築、システム開発など）、また、その内容（M&A、機械設計、ISOなど）を記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目	
経営コンサルタント	①	マーケティング
	②	業務改革
	③	

◆ 持株会社の場合

- 持株会社は純粋持株会社、事業持株会社（事業持株会社の場合は具体的な事業の内容）などがわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目	
純粋持株会社	①	株式配当
	②	子会社管理
	③	

7 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

◆ 8 欄「企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目」（※【14】調査票は 8 欄「団体全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目」）以降は**できる限り「税込み」で記入**してください。ただし、税込みで記入できない場合は、「税抜き」で記入してください。
◆ 「1税込み」か「2税抜き」について、選択した記入方法を1つ○で囲んでください。

8 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目　「会社などの場合」

※ 【14】調査票は項目「 8 団体全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目」

◆ この項目は、**「損益計算書」**などをもとに記入してください（各項目の内容は、下表を参照してください。）。会社以外の法人については**「正味財産増減計算書」及び「事業活動収支計算書」**などをもとに記入してください。
なお、別途「損益計算書」を作成している場合は、「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。

項　目		会　社		会社以外の法人
		金融業・保険業以外	金融業・保険業	
①売上（収入）金額		・農業・林業・漁業による事業収入額・鉱産品売上高、製造品売上高、加工賃収入額、卸売・小売売上高、医療収入額、サービス営業収入（収益）額、完成工事高等、会社の事業活動によって得た収入額を記入してください。 ・有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入、給付金や補助金は含めません。	・経営収益・事業収益等、事業活動によって得た収入額のほか、別会計で経理する事業収入がある場合は、その事業収入も含めて記入してください。	・経営収益を記入してください。 ※「宗教」については、宗教法人法第６条第２項に規定する公益事業以外の事業に係る収入（例：駐車場収入、借地・借家等の収益事業の収入）を記入してください。喜捨、お布施、献金、玉串料などは含めません。
②費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）		・売上（収入）金額に対する費用総額**（売上原価＋販売費及び一般管理費）**を記入してください。	・経営費用等、事業活動を行うためにかかった費用を記入してください。	
	③うち売上原価	・費用総額の**うち売上原価**について記入してください。売上原価とは会社の主たる事業活動による収益を獲得するために直接かかった原価部分で、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費など（売上原価に含まれるもの）の合計になります。	・記入不要です。	
主な費用項目	④給与総額	・**売上原価（人件費、製造原価に含まれる労務費）、販売費・一般管理費に含まれるものを記入してください。** ・役員（非常勤を含む）及び従業者（臨時雇用者を含む）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与（賞与引当金繰入額を含む）、労務費、給与、賞与（賞与引当金繰入額を含む）、手当、賃金等）の総額を記入してください。ただし、退職金は含めません。 ・別経営の事業所（企業）に出向・派遣している従業者に支給している給与を含めます。		
	⑤福利厚生費（退職金を含む）	・該当期間に支払うべき事業主負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。		
	⑥動産・不動産賃借料	・土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 ・端末機を含むコンピューターの賃借料も含めます。 ・経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。		
	⑦減価償却費	・固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。		
	⑧租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）	・営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 ・税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 ・収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）はここに含めます。 ・法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。		

記入上の注意

- ✓ 令和7年1月から12月までの1年間について記入してください。
  - ※ 令和7年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、令和7年を最も多く含む決算期間について記入してください。
  - ※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- ✓ 金額は万円単位で記入してください。（万円未満四捨五入）
- ✓ 金額が5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

7 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 8欄以降はできる限り「**1 税込み**」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「**2 税抜き**」で記入してください。
- 選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み	(2) 税抜き

8 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

- **令和7年1月から12月までの1年間**の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和7年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）
- 『調査票の記入のしかた』10・11ページを参照して記入してください。
- 金融業、保険業の会社については、『調査票の記入のしかた』10ページを参照して記入してください。
- 3欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
  - 「①売上（収入）金額」：経常収益を記入
  - 「②費用総額」：経常費用を記入
  - 「③うち売上原価」：記入不要
  - 「主な費用項目」：各欄に記入

		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額							5	5	0	0	0	0,000
② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）							5	4	6	1	0	0,000
	③ うち売上原価						3	3	6	4	5	0,000
主な費用項目	④ 給与総額						1	8	6	3	0	0,000
	⑤ 福利厚生費（退職金を含む）								3	3	5	0,000
	⑥ 動産・不動産賃借料									1	5	0,000
	⑦ 減価償却費										0	0,000
	⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）									1	5	0,000

8 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目 「学校法人の場合」

◆ 各項目の内容は、下表を参照してください。

項　目		学校法人
①売上（収入）金額		・ 事業活動収支計算書のうち、教育活動収支及び教育活動外収支に係る事業活動収入（学生生徒等納付金、手数料、寄付金、経常費等補助金、付随事業収入、雑収入、受取利息配当金、その他の教育活動外収入）を記入してください。
②費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）		・ 事業活動収支計算書のうち、教育活動収支及び教育活動収支に係る事業活動支出（人件費、教育研究経費、管理経費、徴収不能額等、借入金等利息、その他の教育活動外支出）を記入してください。
	③うち売上原価	・ 記入不要です。
主な費用項目	④給与総額	・ 役員（非常勤を含む）、教員（非常勤を含む）、職員（非常勤を含む）に対して支払った所得税、保険料等を控除する前の報酬、本俸、期末手当及びその他の手当並びに賞与引当金繰入額を記入してください。 ・ 別経営の学校などに出向・派遣している教員・職員に支給している給与を含めます。
	⑤福利厚生費（退職金を含む）	・ 法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。
	⑥動産・不動産賃借料	・ 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 ・ 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
	⑦減価償却費	・ 固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。
	⑧租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）	・ 固定資産税、自動車税、印紙税の総額を記入してください。 ・ 収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）はここに含めます。 ・ 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税についてはここに含めます。 ・ 法人税、住民税、所得税の事業税は含めません。

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。（万円未満四捨五入）
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

9 企業全体の事業別売上（収入）金額

- 記入に当たっては、『**調査票の記入のしかた**』12～17ページを参照してください。
- 8 欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、8 欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
- 3 欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業別内訳	売上（収入）金額 十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入											0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入											0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額											0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）											0,000	
⑤ 小売の商品販売額											0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）											0,000	
⑦ 不動産事業の収入											0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入											0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入											0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入											0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入											0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入											0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入											0,000	
⑭ 宿泊事業の収入											0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入											0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入						5	5	0	0	0	0,000	
⑰ 情報通信事業の収入											0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入											0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入											0,000	
合　計	8 欄「① 売上（収入）金額」											1 0 0

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

9 企業全体の事業別売上（収入）金額

※ 【14】調査票は項目「9 団体全体の事業別売上（収入）金額」

- ◆ 以下の例示を参考に、8 欄「企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目」の中の「①売上（収入）金額」に記入した金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
- ◆ 9 欄の合計金額は 8 欄の「①売上（収入）金額」と一致します。

※ 当該項目に該当する場合は○、他の項目に該当する場合は×としています。
※ 金額で記入した場合は、割合を記入する必要はありません。

1 **農業、林業、漁業の収入**	**動植物の飼育・栽培、材木の育成・林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業** ○ 農畜産物の生産（もやし、きのこなどの工場栽培による農産物を含む） ○ 農作物の害虫駆除 ○ 土地改良区の収入 ○ 畜産業でのきゅう肥による収入（堆きゅう肥加工を行っていない場合） ○ 農業に直接関係するサービス業務（農作業の受託、庭園造り、花壇の手入れなど） ○ 林産物の生産（立木、素材の販売、きのこ類の採取、木炭の生産） ○ 林業に直接関係するサービス業務（造林、伐木作業の受託、鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕など） ○ 水産動植物の養殖 ○ 漁業に直接関係するサービス業務（網の設置、養殖場での餌まき業務の受託） ○ 自家栽培（取得）した農作物、林産物、水産物を使用して製造、加工を行った場合の収入

1　農業、林業、漁業の収入（つづき）	× 有機質肥料の製造　→「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 × 他の事業所から購入した農作物、林産物、水産物を使用して製造、加工を行っている場合の収入　→「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 × 生産した農畜産物・水産物を、製造用作業場で専従の作業者が加工し出荷した場合　→「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 × 一般消費者が所有する穀類の精穀作業　→「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」 × 土木工事を伴う公園造成に関する収入　→「⑥建設事業の収入（完成工事高）」
2　鉱物、採石、砂利採取事業の収入	**鉱物の採掘、採石、砂利を採取する事業、又は選鉱その他の品位向上処理に関する事業** ○ 採掘・採石現場での破砕・粉砕 ○ 砂、砂利、玉石等を採取（採石）して販売する場合の収入 × 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製　→「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 × 石炭からのコークス製造及びコークスの副産物製造　→「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 × 採掘された岩石の破砕・粉砕を採石現場以外で行った場合　→「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
3　製造品の出荷額・加工賃収入額	**製品を製造し、卸売・小売業者に販売する事業** ○ 自己の製造した製品の他の企業への出荷額 ○ 自社で製造をしている事業者が、他の企業に委託又は下請けで製造させた生産品の出荷額 ○ 他の企業から原材料の支給を受け、加工した収入（加工賃収入） ○ 船舶修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールに関する収入（製造する設備・能力を有する場合） ○ 金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合の収入 × 機械等の据付工事（製造品に含まれない場合）　→「⑥建設事業の収入（完成工事高）」 × 仕入商品を加工せず他の企業に販売した場合の販売額　→「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」 × 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で卸売した場合の収入　→「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」 × 仕入商品を加工せず一般消費者に販売した場合の販売額　→「⑤小売の商品販売額」 × 製造した商品（菓子、パン、建具、畳など）をその場で又は自ら配達して直接一般消費者に販売した場合の販売額　→「⑤小売の商品販売額」
4　卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）	**購入した商品を別の事業者に販売する事業** ○ 他の者から購入した（仕入れた）商品をその性質や形状を変えないで、小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売した場合の販売額 ※性質や形状を変えないもの：検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたもの ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを除く ○ 他の事業所のために卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料 ○ 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で卸売した場合の収入 ○ パチンコ景品交換所が、卸売事業所等に特殊景品を販売した場合の販売額 × 製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額　→「⑤小売の商品販売額」

9 企業全体の事業別売上（収入）金額（つづき1）

※ 【14】調査票は項目「9 団体全体の事業別売上（収入）金額」

5 小売の商品販売額	**商品を個人や家庭に販売する事業** ○ 仕入れた商品又は製造した商品を主として家庭用消費者に販売した場合の販売額 ○ 一般消費者からの注文で金属製及び木製家具を製作し取り付けることによる収入 ○ 自社で全く製造をしていない事業者が、委託又は下請けで製品を作らせ、これを自己の名称で小売した場合の収入 ○ この事業所内で製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額（菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として個人用又は家庭用消費のためにその場で直接販売） ○ 予め調理した飲食料品の小売 ○ 調剤薬局の医薬品販売 × 再販業者やホテル、工場、建設業者など産業用使用者への販売額 →「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」 × 自ら製造したものを店舗によらず、インターネット等を用いて販売した場合の販売額 →「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 × 販売商品に関する修理料、修理を専業としている場合の収入 →「⑲上記以外のサービス事業の収入」
6 建設事業の収入（完成工事高）	**建設工事を行う事業** ○ 土木工事、建築工事（リフォームを含む）、設備工事（電気工事、電気通信工事、管工事など） ○ 自己建設による土地の造成、建物の建設 ○ 製造品の出荷に附帯する据付工事（据付工事費が製造品と分離できる場合） × 測量や建設工事のコンサルタント、設計、監理 →「⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × プラントエンジニアリング事業 →「⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 自己建設によらない土地分譲、建設建売事業 →「⑦不動産事業の収入」
7 不動産事業の収入	**土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業** ○ 不動産売買（自己建設によるものを除く） ○ 不動産賃貸・管理（土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など） ○ 不動産売買・賃貸の仲介業務 × 不動産鑑定事業　→「⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 映画館、劇場、スポーツ施設などの賃貸 →「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」 × 公民館など社会教育施設の利用料 →「⑯教育、学習支援事業の収入」 × 展示会会場、集会場などの賃貸（時間又は日数単位で賃貸するもの） →「⑲上記以外のサービス事業の収入」 × 下宿業　→「⑭宿泊事業の収入」 × 倉庫業　→「⑫運輸、郵便事業の収入」 × ビルメンテナンス業　→「⑲上記以外のサービス事業の収入」 × 自己建設による不動産取引収入 →「⑥建設事業の収入（完成工事高）」
8 物品賃貸事業の収入	**物品を賃貸する事業** ○ リース、レンタル事業（産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しょう、福祉用具など） × 映画配給事業　→「⑰情報通信事業の収入」 × リネンサプライ事業（シーツ、ベッドカバーなど） →「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」 × コインロッカー等の一時的な物品預り →「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」

9　飲食サービス事業の収入	**客の注文に応じて調理した飲食料品をその場所で飲食させる又は持ち帰りや配達により提供する事業** ○ レストラン、食堂、喫茶店、ラーメン店などでの飲食サービス ○ 居酒屋、スナック、バーなどアルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業 ○ 注文に応じて調理した料理品の販売（持ち帰りすし、持ち帰り弁当など） ○ 配達飲食サービス（宅配ピザ、仕出し料理、給食センターなど） × 作り置きの飲食料品の販売　→「⑤小売の商品販売額」
10　医療、福祉事業の収入	**医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業** ○ 医療サービス及びこれに附帯するサービス（歯科用の補てつ物、矯正装置の作成、骨髄バンクなど） ○ 保健衛生事業（健康相談事業、水質検査事業など） ○ 社会保険事業（公的年金、公的医療保険、公的介護保険事業など） ○ 児童福祉事業（保育所、児童養護施設など） ○ 介護事業（老人ホーム、通所・短期入所生活（療養）介護事業、訪問介護事業など） ○ 障がい者福祉事業 ○ 社会福祉施設における宿泊施設の収入 ○ 住居のない要保護者の世帯に対する宿舎提供施設など ○ 保育所、認定こども園（保育所型）、認定こども園（地方裁量型） ※認定こども園（保育所型）及び認定こども園（地方裁量型）における幼児教育の収入は、まとめて「⑩医療、福祉事業の収入」とします。 ○ 歯科医の指示による歯科医療用の充てん物又は矯正装置の作成・修理・加工 × 調剤薬局の医薬品販売　→「⑤小売の商品販売額」 × ペストコントロール事業（害獣・害虫、細菌、ウィルス等の防除・駆除・消毒） →「⑲上記以外のサービス事業の収入」 × 農作物の害虫駆除　→「①農業、林業、漁業の収入」 × 獣医業　→「⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 水質汚濁測定分析（環境計量証明） →「⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 歯科医の指示によらない歯科材料の製造 →「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 × 幼保連携型認定こども園、認定こども園（幼稚園型） →「⑯教育、学習支援事業の収入」 ※幼保連携型認定こども園及び認定こども園（幼稚園型）における保育の収入は、まとめて「⑯教育、学習支援事業の収入」とします。
11　電気、ガス、熱供給、水道事業の収入	**各エネルギーの供給などを行う事業** ○ 電力事業の収入（電気事業営業収益のうち電灯料、電力料、地帯間販売電力料、他社販売電力料、託送収益） ○ 自家発電の電力販売 ○ ガス事業の収入（ガス売上、託送供給収益） ○ 地域冷暖房事業 ○ 下水道処理施設維持管理業 × 電気製品の販売店　→「⑤小売の商品販売額」 × 電気・ガス・水道事業所からの検針・集金業務の請負 →「⑲上記以外のサービス事業の収入」 × 電気工事、給排水設備工事　→「⑥建設事業の収入（完成工事高）」 × 灯油、プロパンガスなどの燃料の小売販売額 →「⑤小売の商品販売額」 × 灯油、プロパンガスなどの燃料の卸売販売額 →「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」 × かんがい用水供給　→「①農業、林業、漁業の収入」

9 企業全体の事業別売上（収入）金額（つづき2）

※ 【14】調査票は項目「9 団体全体の事業別売上（収入）金額」

12 運輸、郵便事業の収入	**旅客や貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書便物を送達する事業** ○ 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業 ○ 倉庫業（普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫、冷蔵保管料収入を含む） ○ 飲食店で調理した飲食料品を配達人が自転車等により配達するサービス ○ 運輸に附帯するサービス（港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店・宅配の取次ぎ、梱包業、運輸施設提供業、レッカー・ロードサービス業、水先業、検数・検量業など） ○ 運輸施設の利用料収入 × 運転代行サービス →「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」 × 自動車駐車場 →「⑦不動産事業の収入」 × 手荷物、自転車等の一時的な物品預り →「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
13 金融、保険事業の収入	**資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業** ○ 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関 ○ 金融商品取引業、商品先物取引業 ○ 補助的金融業（信託業、金融代理業、両替業、商品取引所など） ○ 保険業（保険代理業、損害査定業を含む）
14 宿泊事業の収入	**宿泊場所を提供する事業** ○ 旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿所、保養所、キャンプ場の宿泊サービス ※宿泊料金に飲食代が含まれている場合は、まとめて「⑭宿泊事業の収入」とします。 ○ リゾートクラブ事業 × 社会福祉施設が行う宿泊事業 →「⑩医療、福祉事業の収入」 × 貸家業、貸間業 →「⑦不動産事業の収入」
15 生活関連サービス、娯楽事業の収入	**個人を対象に家庭生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業** ○ ＤＰＥ（現像・焼付・引伸）の取り次ぎにより取引先の業者から受け取る手数料 ○ 洗濯・理容・美容・浴場事業（リネンサプライ、エステティック、コインランドリーなどを含む） ○ 旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業、運転代行業など ○ 衣服裁縫修理業（個人持ちの材料の縫製） ○ 食品賃加工業（個人持ちの材料の加工） ○ 映画館、興行事業、競馬・競輪・競艇・オートレース事業 ○ 公園、遊園地事業、スポーツ施設提供事業（入園料、使用料など） ○ ビリヤード場、パチンコホール、ゲームセンター、カラオケボックス事業など ○ 家事代行サービス × 理容学校・美容学校（各種学校） →「⑯教育、学習支援事業の収入」 × スポーツ・健康教授業 →「⑯教育、学習支援事業の収入」 × 倉庫業 →「⑫運輸、郵便事業の収入」
16 教育、学習支援事業の収入	**教育や教養・技能などを教授する事業** ○ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、認定こども園（幼稚園型）、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校、大学などの教育事業 ※幼保連携型認定こども園及び認定こども園（幼稚園型）における保育の収入は、まとめて「⑯教育、学習支援事業の収入」とします。 ○ 社会教育事業（公民館、図書館、博物館、動植物園、社会通信教育など） ○ 職業教育事業 ○ 学習塾、教養・技能教授業（音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など） × 保育所、認定こども園（保育所型）、認定こども園（地方裁量型） →「⑩医療、福祉事業の収入」 ※認定こども園（保育所型）及び認定こども園（地方裁量型）における幼児教育の収入は、まとめて「⑩医療、福祉事業の収入」とします。 × 他の分類（「小売の商品販売額」、「不動産事業」など）に該当する事業 × 附属病院における医業収入 →「⑩医療、福祉事業の収入」 × 附属研究所における収入 →「⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × テーマパーク、スポーツ施設提供事業（陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど） →「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」

17 情報通信事業の収入	**情報の制作、加工、伝達、処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業** ○ 新聞、書籍の発行 ○ 機関誌の発行 ○ 通信サービス（電話、無線、インターネット接続など） ○ 通信に附帯するサービス（携帯電話の契約、解約に関する手数料など） ○ 放送サービス（受信料、テレビ放送時間の販売収入など） ○ 映画、テレビ番組などの制作、配給 ○ 広告制作（印刷物、テレビコマーシャルなど） ○ ニュース供給（通信社のニュース供給など） ○ ソフトウェア事業（受託ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など） ○ 情報処理サービス（データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など） ○ 各種調査（市場調査、世論調査など） ○ 情報提供サービス（不動産情報、気象情報など） ○ ポータルサイト・サーバ運営業務（インターネット・ショッピング・サイト運営業務を含む） ○ ウェブコンテンツ配信（映像、音楽、ゲームソフト配信など） ○ インターネット利用サポート業務（電子認証、セキュリティサービスなど） ○ サーバハウジング、サーバホスティング × デザイン、コピーライター、広告代理業、インターネット広告業 →「⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 新聞、書籍等の印刷業務、情報記録物（ゲーム用ディスク等）の複製・製造 →「③製造品の出荷額・加工賃収入額」 × 携帯電話の販売代金 →「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」又は「⑤小売の商品販売額」
18 学術研究、専門・技術サービス事業の収入	**学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業** ○ 研究、製品開発事業 ○ 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス ○ デザイン、機械設計業 ○ 著述家、芸術家業（作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など） ○ 広告事業（広告主のために広告する事業及び広告代理業など総合的な広告サービスの提供） ○ 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業 ○ プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス（製造品の出荷に附帯する保守・点検の代金（保守・点検費が製造品と分離できる場合）） ○ 経営コンサルタント事業 ○ 持株会社における子会社の管理業務（子会社からの配当金、グループ経営指導料など） × 広告制作（印刷物、テレビコマーシャルなど） →「⑰情報通信事業の収入」 × 広告主以外の事業者からの依頼で行うサンプル配布、ポスティング業 →「⑲上記以外のサービス事業の収入」 × 写真現像事業 →「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」 × 船積貨物の検数業、検量業、船積貨物鑑定業 →「⑫運輸、郵便事業の収入」
19 上記以外のサービス事業の収入	**他に分類されないサービスを提供する事業** ○ 廃棄物処理事業（ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など） ○ 自動車整備事業 ○ 機械等修理事業（機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理、保守・点検料など） ○ 職業紹介・労働者派遣事業 ○ 建物サービス事業、警備事業 ○ 事業所サービス事業（コールセンター、ディスプレイ業、ポスティング、サンプル配布業、速記・複写、集金業など） ○ 多目的ホール、イベントホール、展示会会場、見本市会場、集会場などの施設を運営する事業 ○ ペストコントロール事業（害獣・害虫、細菌、ウィルス等の防除・駆除・消毒） ○ 実業団体、同業団体、労働団体、学術・文化団体の寄付金 ○ 協同組合の賦課金 ○ 政治・経済・文化団体の会費収入 × 観光協会 →「⑫運輸、郵便事業の収入」 × プラントメンテナンス →「⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 農作物の害虫駆除 →「①農業、林業、漁業の収入」

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。（万円未満四捨五入）
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

10 商品売上原価

- 9欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」又は「⑤小売の商品販売額」に記入がある場合に記入してください。

①

※令和7年1月から12月までの商品売上原価（年間商品販売額に対する仕入原価）を記入してください。（万円未満四捨五入）

十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
										0,000

11 年初及び年末商品手持額

- 9欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」又は「⑤小売の商品販売額」に記入している金額が最も多い場合に記入してください。

※令和7年の年初及び年末現在（記入困難な場合は、最寄りの決算日・棚卸日）で記入してください。（万円未満四捨五入）

	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
年初商品手持額											0,000
年末商品手持額											0,000

12 設備投資の有無及び取得額

- 令和７年１月から12月までの１年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。
- 取得額（減価償却前の額）を記入してください。
- 中古品は含めません。

① 設備投資を行った

② 設備投資を行わなかった

新規設備取得額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
有形固定資産（土地を除く） ②							5	0	0	0,000
無形固定資産（ソフトウェアのみ） ③							2	5	0	0,000

（万円未満四捨五入）

※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。

13 自家用自動車の保有台数

- 業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。

（1）貨物自動車	（2）乗用自動車	（3）バス
0 台	6 台	6 台

※人員輸送のみの使用は除きます。

14 土地・建物の所有の有無

- それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

土地	① ある	② ない	建物	① ある	② ない

※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。

会社のみ記入

15 資本金等の額及び外国資本比率

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

（1）資本金又は出資金、基金の額を記入してください。（万円未満四捨五入）

十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
						5	0	0	0	0,000

（2）うち外国資本比率を記入してください。（小数点第２位四捨五入）

0.0 % ④

16 決算月

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

3 月（　　月）

※本決算月を記入してください。
年２回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

10 商品売上原価 ※【13】調査票のみ

① 9欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」又は「⑤小売の商品販売額」に記入がある場合に記入してください。

- 年間商品販売額に対する仕入原価を、以下のように計算して記入してください。

商品売上原価
＝年初商品手持額（期首商品棚卸高）＋当年仕入高（当期商品仕入高）－年末商品手持額（期末商品棚卸高）

- 小売販売額のうち製造小売については、対応する製造原価を記入してください。

15 資本金等の額及び外国資本比率 ※【13】調査票のみ

- 3欄「経営組織」が「会社」の場合のみ記入してください。
- 令和8年6月1日現在の金額を記入してください。

④「うち外国資本比率」には、貴社の発行株式総数又は出資金総額に占める外国投資家による所有株式総数又は出資金額の割合を記入してください。外国資本が含まれない場合は、「0.0」％と記入してください。

記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

11 年初及び年末商品手持額 ※【13】調査票のみ

- **9欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」に記入している金額が最も多い場合**に記入してください。
- 令和7年年初及び年末現在に、販売の目的で保有していたすべての商品手持額を記入してください。令和7年年初及び年末現在によることが困難な場合は、令和7年を最も多く含む決算期間の決算日又は棚卸日現在により記入してください。
- 営業用倉庫及び他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品、あるいは買い入れた商品が輸送中又は売手の手元にある場合、また、試用販売のため、一般家庭などで試用中の商品なども商品手持額に含めます。
- 他の企業から販売を委託されている商品（受託品）は商品手持額に含め、他の企業へ販売を委託している商品（委託品）は商品手持額に含めません。なお、受託品の手持額の評価は、販売価格から手数料を差し引いた価格によります。

12 設備投資の有無及び取得額 ※【13】調査票のみ

- 「1　設備投資を行った」「2　設備投資を行わなかった」から、あてはまる番号を1つ○で囲んでください。

❷ 「有形固定資産（土地を除く）」には、令和7年1月から12月までの1年間に、土地を除く有形固定資産として新規に計上した額を記入してください。
- 有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が 1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産（売買取引と同様の会計処理をしたもの）をいいます。
- 建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。

❸ 「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」には、令和7年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。

- 固定資産に計上したリース物件のうち、令和7年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、**設備投資に含めません。**
  - 建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
  - 店舗併用住宅の居住用部分
  - 中古品

13 自家用自動車の保有台数 ※【14】調査票は項目10

- 自家用自動車（いわゆる白ナンバー（軽自動車を含む。））のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や、輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含めません。

【自動車の種類】
貨物自動車：貨物の輸送に使用する自動車をいいます。人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
乗用自動車：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
バ　　ス：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。

- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

14 土地・建物の所有の有無 ※【14】調査票は項目11

- 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。
- 借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含めません。

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。（万円未満四捨五入）
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

17 建設、サービス収入の内訳

- 第１面の8欄「①売上（収入）金額」の内訳について、『分類表（建設、サービス）』に記載している分類の中から売上（収入）金額が大きい分類（上位の15種類まで）を選び、その分類番号、建設、サービスの種類及び売上（収入）金額を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、第１面の8欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
- なお、分類番号、建設、サービスの種類が印字されている場合は、記載内容を確認の上、該当しなければ二重線で消して修正してください。
（印字されたもの以外に、建設、サービスの種類の金額がある場合は、追加で分類番号、建設、サービスの種類及び売上（収入）金額を記入してください。）

	分類番号		建設、サービスの種類	売上（収入）金額 十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合(%)
❶	14-01		旅館・ホテル宿泊サービス							5	5	0	0	0,000	
❷	09-01		店舗内飲食サービス（給食サービスを除く）							1	5	0	0	0,000	
❸	07-10		収納スペース・会議室等賃貸サービス							2	0	0	0	0,000	
❹	07-14		駐車場サービス								6	0	0	0,000	
❺	~~15-43~~	15-20	~~ボウリング場利用サービス~~ 結婚式サービス										0	0,000	
❻	-	08-43	その他の物品のレンタル								8	0	0	0,000	
❼	-													0,000	
❽	-													0,000	
❾	-													0,000	
❿	-													0,000	
⓫	-													0,000	
⓮	-													0,000	
⓯	-													0,000	

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してくださ

記入上の注意

- ✓ 「18-02　産業財産権等（商標を除く）の使用許諾サービス」、「18-12　フランチャイズ運営サービス(関連する商標の使用許諾サービスを含む）」、「20-01　商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス」等、各産業に共通して売上（収入）が生じると考えられる知的財産関係のサービスの種類についても記入の対象となります。
- ✓ 例えば製造業などを主な事業としている企業であっても、これらの知的財産関係のサービスの売上（収入）を得ている場合は、『分類表』に記載しているサービスの種類の中から、該当する「分類番号」、「建設、サービスの種類」を記入してください。
- ✓ また、この記入がある場合は、第1面の9欄「企業全体の事業別売上（収入）金額」の「⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」等の売上（収入）金額にも含めて記入してください。
- ✓ 具体的な記入例については、24・25ページを参照してください。

記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

17 建設、サービス収入の内訳

＜「分類番号」、「建設、サービスの種類」＞

◆ ❶～⓯までは、調査票第1面の 8 欄「①売上（収入）金額」に記入した売上高の内訳について、『分類表』に記載しているサービスの種類の中から、売上（収入）金額が大きい上位15種類までの「分類番号」、「建設、サービスの種類」を記入してください。
※ 売上（収入）金額がない事業についても、事業を行っていれば記入してください。
※『分類表』に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。
※ 具体的な記入例については22ページを参照してください。

◆ ❶～⓯までに記入する「分類番号」、「建設、サービスの種類」について、印字されている内容を以下の順に確認・修正してください。

（ア）印字のある「分類番号」、「建設、サービスの種類」について

	P20記入例の 17 欄❶～❹を参照
売上（収入）金額が上位15種類以内の「建設、サービスの種類」が印字されている場合	そのまま「売上（収入）金額」を記入してください。
	P20記入例の 17 欄❺を参照
行っていない「建設、サービスの種類」が印字されている場合	印字されている「分類番号」、「建設、サービスの種類」を二重線で消してください。
売上（収入）金額が上位15種類より小さい「建設、サービスの種類」が印字されている場合	

（イ）印字のない「分類番号」、「建設、サービスの種類」について

	P20記入例の 17 欄❺～❻を参照
印字された「分類番号」、「建設、サービスの種類」以外に、行っている「分類番号」、「建設、サービスの種類」がある場合	売上（収入）金額が上位15種類までの「建設、サービスの種類」及びそれに対応する「分類番号」を記入してください。

◆ 第1面の 8 欄「①売上（収入）金額」の内訳として含まれる建設、サービスの収入は、記入時点で行っていない場合でも記入します。

◆ 第1面の 3 欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合、収入として得た寄付金、補助金、運営費交付金等については、特定の事業の売上（収入）金額に含めず、「20-03　寄付金、補助金、運営費交付金等」としてください。また、この記入がある場合は、補助金等の収入について、それを得た事業活動の区分に従って、第1面の 9 欄「企業全体の事業別売上（収入）金額」の各事業の売上（収入）金額にも含めて記入してください。**具体的な記入例については23ページを参照してください。**

＜「売上（収入）金額」＞

◆ 「建設、サービスの種類」別に、対応する「売上（収入）金額」を記入してください。金額での記入が難しい場合は、第1面の 8 欄「①売上（収入）金額」に占める割合（小数点以下四捨五入）で記入してください。

◆ 事業を行っているものの、建設、サービスの種類に対応する売上（収入）金額がない場合は、「0」万円又は「0」％と記入してください。

複数の事業を行っている場合の記入例

● 以下の複数の事業を行っているホテルの記入例

サービス関連産業
- ア 宿泊事業（宿泊収入）……5500万円（宿泊事業）
- イ 飲食サービス事業（直営レストランの飲食提供収入） 1500万円（飲食サービス事業）
- ウ 会議室等賃貸事業（会議室の賃貸収入）……2000万円（不動産事業）
- エ 駐車場サービス事業（駐車場の料金収入）…… 600万円（不動産事業）
- オ 結婚式サービス事業（挙式、披露宴のサービス収入） 0万円（生活関連サービス、娯楽業）
- カ 物品レンタル事業（貸衣しょうレンタル収入）…… 800万円（物品賃貸業）
- キ 小売販売事業（土産物の販売売上）……1000万円（小売業）

ア～キの合計 1億1400万円

（1） 調査票第1面の 8 欄「①売上（収入）金額」は、上記のア～キの合計金額となります。

	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額						1	1	4	0	0	0,000

（2） 調査票第1面の 9 欄「企業全体の事業別売上（収入）金額」は、上記（1）の事業別の内訳になります。

事業別内訳	売上（収入）金額 十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入											0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入											0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額											0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）											0,000	
⑤ 小売の商品販売額			キ				1	0	0	0	0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）											0,000	
⑦ 不動産事業の収入			ウ＋エ				2	6	0	0	0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入			カ					8	0	0	0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入			イ				1	5	0	0	0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入											0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入											0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入											0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入											0,000	
⑭ 宿泊事業の収入			ア				5	5	0	0	0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入			オ							0	0,000	

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください

（3） 調査票第2面の 17 欄「建設、サービス収入の内訳」は上記（2）のうち建設、サービスの事業内容ごとの内訳となります。
この例においては、**サービス関連産業ではないキを除き、ア～カの事業内容ごとに「分類番号」、「建設、サービスの種類」、「売上（収入）金額」の各欄に記入**します。

	分類番号	建設、サービスの種類	売上（収入）金額 十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合(%)
❶	1 4 - 0 1	旅館・ホテル宿泊サービス			ア				5	5	0	0	0,000	
❷	0 9 - 0 1	店舗内飲食サービス（給食サービスを除く）			イ				1	5	0	0	0,000	
❸	0 7 - 1 0	収納スペース・会議室等賃貸サービス			ウ				2	0	0	0	0,000	
❹	0 7 - 1 4	駐車場サービス			エ					6	0	0	0,000	
❺	1 5 - 2 0	結婚式サービス			オ							0	0,000	
❻	0 8 - 4 3	その他の物品のレンタル			カ					8	0	0	0,000	

金額で記入できな

「会社以外の法人」が寄付金、補助金、運営費交付金等を収入として得た場合の記入例

● 社会福祉活動、障害者・高齢者支援等を行っている社会福祉協議会の記入例

ア　社会福祉活動等の事業活動による収入（寄付金、補助金、運営費交付金等の収入を除く）……	3億5000万円（医療、福祉事業）
イ　寄付金収入 ……	300万円
ウ　補助金収入 ……	8500万円
ア～ウの合計	4億3800万円

（1）　調査票第1面の 8 欄「①売上（収入）金額」は、**寄付金、補助金、運営費交付金等**を含めた、上記のア～ウの合計金額となります。

	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額						4	3	8	0	0	0,000

（2）　調査票第1面の 9 欄「事業別売上（収入）金額」は、上記（1）の事業別の内訳になります。
寄付金、補助金、運営費交付金等の収入は、それを得た事業活動の区分に従って、各事業の「売上（収入）金額」に含めて記入してください。
ここでは、「医療、福祉」の事業活動について得た寄付金、補助金であるため、「⑩医療、福祉事業の収入」欄の「売上（収入）金額」に含めて記入します。

事業別内訳	売上（収入）金額 十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 農業、林業、漁業の収入											0,000
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入											0,000
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額											0,000
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）											0,000
⑤ 小売の商品販売額											0,000
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）											0,000
⑦ 不動産事業の収入											0,000
⑧ 物品賃貸事業の収入											0,000
⑨ 飲食サービス事業の収入											0,000
⑩ 医療、福祉事業の収入			ア＋イ＋ウ			4	3	8	0	0	0,000

（3）　調査票第2面の 17 欄「建設、サービス収入の内訳」は上記（2）のうち建設、サービスの事業内容ごとの内訳となります。
寄付金、補助金、運営費交付金等については、特定の事業（この例においては「10-22　その他の社会福祉 サービス」）に含めず、「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」として、「売上（収入）金額」を記入します。

	分類番号	建設、サービスの種類	売上（収入）金額 十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
❶	10-22	その他の社会福祉サービス			ア			3	5	0	0	0	0,000
❷	20-03	寄付金、補助金、運営費交付金等			イ＋ウ				8	8	0	0	0,000

知的財産関係の売上（収入）を得た場合の記入例①

● 「18-02 産業財産権等（商標を除く）の使用許諾サービス」の記入例

ア　自動車の製造・販売 ……	2100億円（製造業）
イ　海外子会社などからの特許権等使用料収入 ……	20億円（学術研究、専門・技術サービス事業）
ア・イの合計	2120億円

（1）　調査票第1面の 8 欄「①売上（収入）金額」は、**産業財産権等（商標を除く）の使用許諾サービス**を含めた、上記のア・イの合計金額となります。

	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額			2	1	2	0	0	0	0	0	0,000

（2）　調査票第1面の 9 欄「企業全体の事業別売上（収入）金額」は、上記（1）の事業別の内訳になります。

事業別内訳	売上（収入）金額 十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入											0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入											0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額 ア			2	1	0	0	0	0	0	0	0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）											0,000	
⑤ 小売の商品販売額											0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）											0,000	
⑦ 不動産事業の収入											0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入											0,000	
⑨ 飲食サービス事業の収入											0,000	
⑩ 医療、福祉事業の収入											0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入											0,000	
⑫ 運輸、郵便事業の収入											0,000	
⑬ 金融、保険事業の収入											0,000	
⑭ 宿泊事業の収入											0,000	
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入											0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入											0,000	
⑰ 情報通信事業の収入											0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入 イ					2	0	0	0	0	0	0,000	

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

（3）　調査票第2面の 17 欄「建設、サービス収入の内訳」は上記（2）のうち建設、サービスの事業内容ごとの内訳となります。
この例においては、**サービス関連産業ではないアを除き、イの事業内容について「分類番号」、「建設、サービスの種類」、「売上（収入）金額」の各欄に記入**します。

	分類番号	建設、サービスの種類	売上（収入）金額 十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合(%)
❶	18-02	産業財産権等（商標を除く）の使用許諾サービス	イ				2	0	0	0	0	0	0,000	
❷	-												0,000	

知的財産関係の売上（収入）を得た場合の記入例②

● 「20-01 商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス」の記入例

ア　スマートフォン用のゲームソフトウェア ……	1億2000万円	（情報通信事業）
イ　ゲームキャラクターの商品化権の販売収入（国外向け） ……	500万円	（情報通信事業）
ウ　持ちビルのテナントからの賃貸収入 ……	1200万円	（不動産事業）
ア～ウの合計	1億3700万円	

（1） 調査票第1面の 8 欄「①売上（収入）金額」は、**商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス**を含めた、上記のア～ウの合計金額となります。

	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額						1	3	7	0	0	0,000

（2） 調査票第1面の 9 欄「企業全体の事業別売上（収入）金額」は、上記（1）の事業別の内訳になります。
商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービスの収入は、それを得た事業活動の区分に従って、各事業の「売上（収入）金額」に含めて記入してください。
ここでは、イは「情報通信事業」の事業活動について得た商品化権の販売収入であるため、「⑰情報通信事業の収入」の「売上（収入）金額」に含めて記入します。

事業別内訳	売上（収入）金額 十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 農業、林業、漁業の収入											0,000
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入											0,000
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額											0,000
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）											0,000
⑤ 小売の商品販売額											0,000
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）											0,000
⑦ 不動産事業の収入	ウ						1	2	0	0	0,000
⑧ 物品賃貸事業の収入											0,000
⑯ 教育、学習支援事業の収入											0,000
⑰ 情報通信事業の収入	ア＋イ					1	2	5	0	0	0,000

（3） 調査票第2面の 17 欄「建設、サービス収入の内訳」は上記（2）のうち建設、サービスの事業内容ごとの内訳となります。
商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービスについては、特定の事業（この例においては「17-24　ゲームソフトウェア（配信用）」）に含めず、「20-01　商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス」として、「売上（収入）金額」を記入します。

	分類番号	建設、サービスの種類	売上（収入）金額 十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
❶	17-24	ゲームソフトウェア（配信用）			ア			1	2	0	0	0	0,000
❷	07-09	非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）			ウ				1	2	0	0	0,000
❸	20-01	商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス			イ					5	0	0	0,000

18 業態別工事種類

- 第１面の9欄「企業全体の事業別売上（収入）金額」のうち「⑥建設事業の収入（完成工事高）」が最も多い金額である場合は、下表の中から年間における完成工事高の多い順に番号を記入してください。

1番目 304　　2番目 ［　　］

301	土木一式工事	310	屋根工事（311 金属製屋根工事を除く）	318	ほ装工事	326	熱絶縁工事
302	建築一式工事（303 木造建築一式工事を除く）	311	金属製屋根工事	319	しゅんせつ工事	327	電気通信工事
303	木造建築一式工事	312	電気工事	320	板金工事	328	造園工事
304	建築リフォーム工事	313	管工事	321	ガラス工事	329	さく井工事
305	大工工事	314	タイル・れんが・ブロック工事（315 築炉工事を除く）	322	塗装工事	330	建具工事
306	左官工事	315	築炉工事	323	防水工事	331	水道施設工事
307	とび・土工・コンクリート工事（308 はつり・解体工事を除く）	316	鋼構造物工事	324	内装仕上工事	332	消防施設工事
308	はつり・解体工事	317	鉄筋工事	325	機械器具設置工事	333	清掃施設工事
309	石工事						

18 業態別工事種類

- この項目は**建設業を主に営んでいる企業**が記入してください。
- 調査票に記載のある**業態別工事種類（301～333）の中から、年間における完成工事高の多い順に2番目までの業態別工事種類を選んで記入**してください。なお、1種類の業態別工事種類のみ施工を行っている場合は、1番目に1つだけ記入してください。
- 業態別工事種類については、**以下の「許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示」**を参考に、該当するものを選択してください。

許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示

年間完成工事高を業態別工事種類に分類する際の目安として、「許可業種」と「業態別工事種類」との対応を示しています。併せて建設工事の内容や例示も参考としてください。

許可業種	番号	業態別工事種類	建設工事の内容や例示（補修、改造又は解体する工事を含む）	
土木工事業	**301**	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事	
建築工事業	**302**	建築一式工事（303 木造建築一式工事を除く）	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	木造建築以外
	303	木造建築一式工事		木造建築
	304	建築リフォーム工事	建築リフォーム工事、住宅リフォーム工事、木造建築リフォーム工事	
大工工事業	**305**	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事業	**306**	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	
とび・土工工事業	**307**	とび・土工・コンクリート工事（308 はつり・解体工事を除く）	とび工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付工事、くい工事、土工事、掘削工事、コンクリート工事、土留め工事、外構工事、法面保護工事、屋外広告物設置工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	
	308	はつり・解体工事	はつり工事、工作物解体工事	
石工事業	**309**	石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	
屋根工事業	**310**	屋根工事（311 金属製屋根工事を除く）	屋根ふき工事	金属製屋根以外
	311	金属製屋根工事		金属製屋根
電気工事業	**312**	電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	

許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示（つづき）

許可業種	番号	業態別工事種類	建設工事の内容や例示（補修、改造又は解体する工事を含む）
管工事業	313	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事業	314	タイル・れんが・ブロック工事（315 築炉工事を除く）	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、石綿スレート工事、サイディング工事
	315	築炉工事	築炉工事
鋼構造物工事業	316	鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
鉄筋工事業	317	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
ほ装工事業	318	ほ装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事業	319	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事業	320	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事業	321	ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事業	322	塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事業	323	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事業	324	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事業	325	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事業	326	熱絶縁工事	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事業	327	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事業	328	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事業	329	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事業	330	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事業	331	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事業	332	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事業	333	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

備考

備考

・令和7年1月から2月まで、販売管理システム改修のため営業時間短縮

・　令和７年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

【15】～【20】事業所調査票 第1面

◆ 「事業所調査票」は事業所単位の調査ですので、**本社事業所を含む事業所ごと**に記入してください。
◆ 事業所の定義の詳細については、2、3ページ「事業所とは」、「事業所の区切り方について」を参照してください。

記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

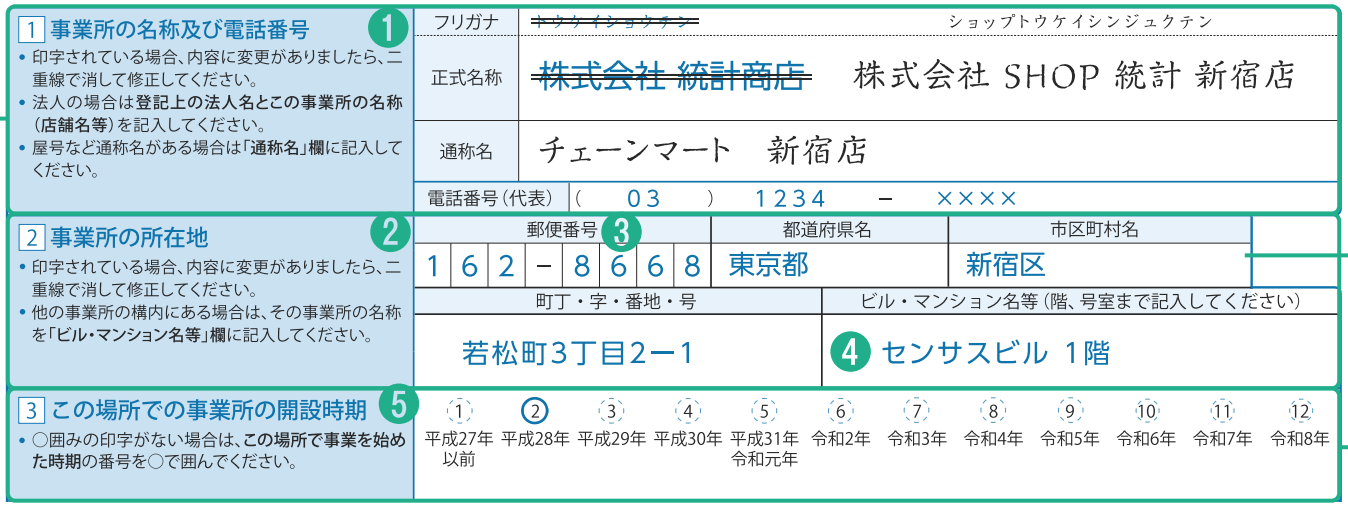

1 事業所の名称及び電話番号

❶ 名称は、略称ではなく**正式名称（法人の登記上の名称に続けて本所・本社・本店、支店・支社・支店等の名称）**を記入してください。

記入上の注意

✓ 「通称名」欄には屋号など（○○飯店、カフェ△△など）を記入してください。
✓ フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称・店舗名を「通称名」欄に記入してください。

◆ 正式名称に変更がある場合には、「**フリガナ**」欄にも変更後の正式名称を**カタカナ**で記入してください。英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についても**フリガナ**を記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分のフリガナは記入不要です。

2 事業所の所在地

❷ 登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。
❸ 事業所固有の郵便番号を持っている場合は、その郵便番号を記入してください。
❹ **ビルなどの中にある事業所の場合**は、「ビル・マンション名等」欄に**そのビルの名称と入居している階（マンションの場合は、号室まで）**を記入してください。
◆ **他の事業所の構内にある場合**は、「ビル・マンション名等」欄に**「○○構内」（○○は入居先の法人名と事業所名）**と記入してください。

3 この場所での事業所の開設時期

❺ 開設時期に○囲みの印字がない場合は**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**について、該当する番号を○で囲んでください。
◆ 会社や企業の創業時期ではなく、**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を○で囲んでください。
◆ 過去に以下の事例があった場合は、**その時期を開設時期**としてください。

- 個人経営の事業所で、経営権の譲渡により経営者が交代した場合（ただし、相続により引き継いだ場合は該当しません）。
- 個人経営の事業所が株式会社になる（法人成り）など、経営組織を変更した場合
- 法人が新設（対等）合併した場合
- 法人が分割により設立された場合
- この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合

【注意すべき例（過去に経営組織を変更した場合）】

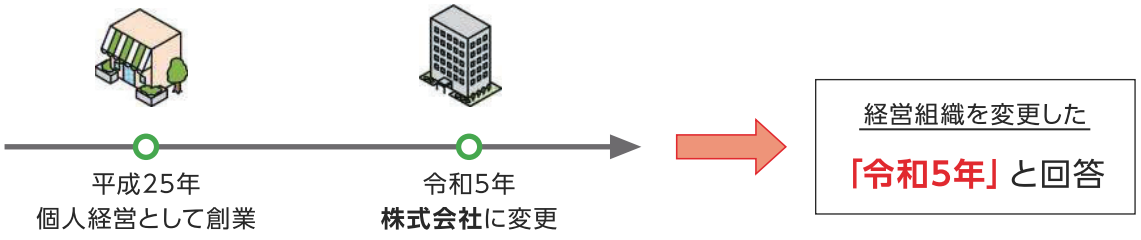

【15】～【20】事業所調査票 第1面（つづき1）

4 この事業所の従業者数

- 6月1日現在の従業者数を記入してください。
- 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。

区分	（1）この事業所に所属する従業者数								（2）受入者	
	①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人	③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）	臨時雇用者 ⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	⑦合計（①～⑥の合計）	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑨出向（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）	⑩派遣（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）
男	人	人	1 人	3 人	1 人	2 人	7 人	1 人	人	1 人
女	人	人	1 人	2 人	2 人	人	5 人	人	人	1 人

4 この事業所の従業者数

◆ 令和8年6月1日現在で、「(1)この事業所に所属する従業者数」について、下記を参考に各区分の該当する欄に記入するとともに、「⑦合計」欄に①～⑥の合計を記入してください（この事業所に籍があって、別経営の事業所で働いている人も含めます）。
また、「⑧送出者」欄及び「(2) 受入者」欄については、右の図を参考にしてください。

従業者の区分について （該当する例、該当しない例）

(1)この事業所に所属する従業者数	①個人業主		○ 企業調査票の3欄「経営組織」が「①個人経営」の場合のみ該当します。 ○ 個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人のみを個人業主とし、他の人は「④無期雇用者」としてください。 ※「①個人業主」欄には2以上は記入しないでください。
	②個人業主の家族で無給の人		○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 × 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。
	③有給役員		○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 × 無給役員は従業者には該当しません。 ○ 他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当します。 ※ 個人経営の場合、「③有給役員」欄の記入は不要です。
	常用雇用者	④無期雇用者	○ 雇用契約期間を定めずに雇用している人（定年まで雇用される場合を含む。）
	常用雇用者	⑤有期雇用者（1か月以上）	○ 1か月以上の期間を定めて雇用している人
	臨時雇用者	⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	○ 1か月未満の期間を定めて雇用している人又は日々雇用している人
	⑦合計		○「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。
	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）		○ 労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま他の会社など別経営の事業所で働いている人
(2)受入者	⑨出向		○ 在籍出向など、出向元に籍を置いたままこの事業所で働いている人
	⑩派遣		○ 労働者派遣法でいう派遣労働者で、この事業所で働いている人 × 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。（別経営の事業所の従業者となります。）

「④無期雇用者」～「⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）」は正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、雇用契約期間の定めに応じて記入してください。

事業所の従業者数の説明（送出者及び受入者）

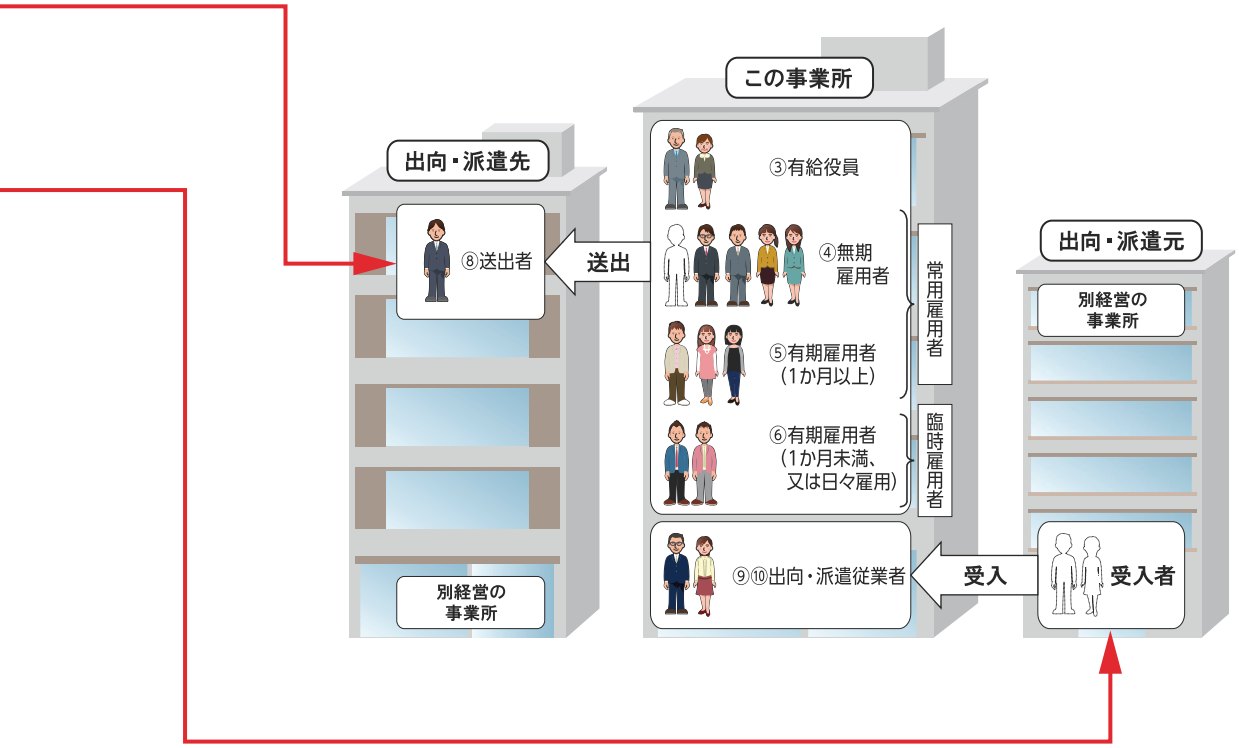

【17】事業所調査票（製造業）の個別項目

この事業所に常時従事している人（臨時雇用者、別経営の事業所へ出向又は派遣している人は含めません。）

4 この事業所の従業者数

- 6月1日現在の従業者数を記入してください。
- 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。

区分	（1）この事業所に所属する従業者数								（2）受入者	
	①個人業主（個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	②個人業主の家族で無給の人	③有給役員（個人経営以外で役員報酬を得ている人）	常用雇用者 ④無期雇用者（期間を定めずに雇用している人（定年制も含む））	常用雇用者 ⑤有期雇用者（1か月以上）（1か月以上の期間を定めて雇用している人）	臨時雇用者 ⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	⑦合計（①～⑥の合計）	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑨出向（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）	⑩派遣（①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）
男	人	人	1 人	321 人	29 人	5 人	356 人	2 人	人	3 人
女	人	人	1 人	161 人	13 人	1 人	176 人	人	人	1 人

（3）この事業所に従事している人の男女計（⑦－⑥－⑧＋⑨＋⑩） 528 人

◆ 「（3）この事業所に従事している人の男女計」には、（1）欄の①～⑧、（2）欄の⑨、⑩で記入した人数をもとに、以下の計算によりこの事業所で実際に常時従事している人数を記入してください。

⑦（合計）－⑥（臨時雇用者）－⑧（別経営の事業所への送出者）＋⑨（出向の受入者）＋⑩（派遣の受入者）

【例】男：⑦３５６人 － ⑥５人 － ⑧２人 ＋ ⑨０人 ＋ ⑩３人 ＝ ３５２人
女：⑦１７６人 － ⑥１人 － ⑧０人 ＋ ⑨０人 ＋ ⑩１人 ＝ １７６人
男女計： ３５２人 ＋ １７６人 ＝ ５２８人

記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

5 この事業所の主な事業の内容 （1）主な事業の内容 • 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して訂正してください。 • 『調査票の記入のしかた』32ページを参照してできるだけ詳しく記入してください。	酒類、飲食料品の卸売
（2）管理・補助的業務か否か	『調査票の記入のしかた』32ページを参照し、この事業所がもっぱら管理・補助的業務を行っている場合は、右の□にチェックをしてください。 □ ※管理・補助的業務：支所等の管理、総務、経理、広報、自家用車庫・修理工場、自家用倉庫等

5 この事業所の主な事業の内容 ※【20】調査票は該当しない項目

（1）主な事業の内容

- この事業所で行っている**事業の内容を具体的に記入**してください。
- 記入に当たっては、以下の記入例や6～9ページの記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。
- 商品の販売、賃貸等を行っている場合は、主に何を販売しているか、何を賃貸しているか、又はどのようなサービスを提供しているかなどがわかるように、品目まで記入してください。
- 複数の事業を行っている場合は、令和7年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額が最も多い事業を記入してください。

【記入例①】
○ 主な事業の内容が米の栽培であった事業所が、主に仕入れた米等を小売する事業所となった場合
※ 販売している品目がわかるように記入してください。

~~米の栽培~~ 米の小売

【記入例②】
○ 作り置き料理品の小売であった事業所が、主に注文を受けてから調理する料理品を提供する事業所となった場合
※ 提供している飲食料品の種類がわかるように記入してください。
※ 注文に応じて調理し、持ち帰り又は配達により提供している場合は、その旨を記入してください。

~~惣菜の小売（作り置き）寿司の小売（店頭販売）~~
持ち帰り弁当屋（注文を受けて調理）

【記入例③】
○ 自動車を製造していた事業所が、自動車製造の管理事務のみを行う事業所となった場合

~~自動車の製造~~ 管理事務（自動車製造）

- 【19】調査票の「(3) 事業の業態」については、【19】-1ページをご覧ください。

（2）管理・補助的業務か否か

記入上の注意

✓ 管理、支援業務を専業で行っている事業所が該当します。
したがって、当該事業所は売上（収入）金額がありません。
✓ 少しでも他の企業等へ生産品、製造品の出荷、商品の販売、役務（サービス）の提供を行っている事業所、営業所などは該当しません。

- **管理運営及び企業内の他の事業所に対する補助的業務のみを行っている場合**は、右の四角にチェックしてください。

【管理・補助的業務の種類】
・ 支所等の人事、総務、経理、法務、企画、広報、情報システムの管理など、組織全体又は地方組織の管理統括業務として 活動を行っている場合（地方統括本部も含む）。
・ 自家用補修所、輸送、清掃、修理、整備、保安等の業務により、企業内の他の事業所の支援業務を行っている場合。
・ 企業内で使用する自家用倉庫（他社等に貸し出している倉庫は含めません）。

- 該当する業務が無い場合は、チェックする必要はありません。

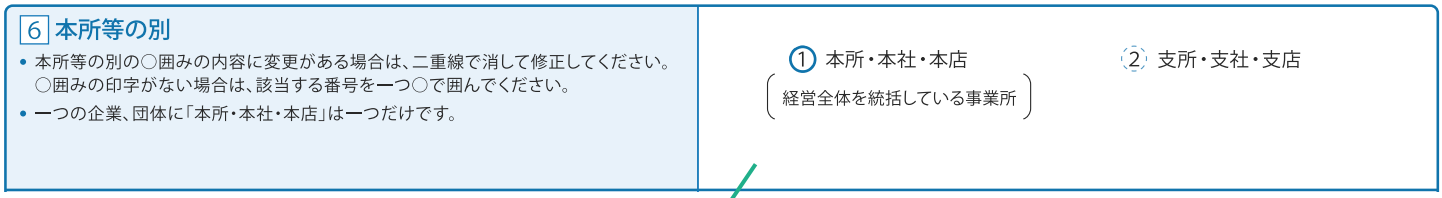

6 本所等の別

- 本所等とは本所・本社・本店のことをいい、他の場所に同一経営の支所・支社・支店があって、経営全体を統括している事業所をいいます。
- **一つの企業に「本所・本社・本店」は一つだけです。**
  例えば、「大阪本社」と「東京本社」のように、2か所以上本社を有する複数本社制を採用している場合は、そのうちの経営全体を統括している事業所を「本所・本社・本店」とし、地方統括本部を含め、その他のすべての事業所を「支所・支社・支店」とします。

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

7 事業所の売上（収入）金額 ※【20】調査票は該当しない項目

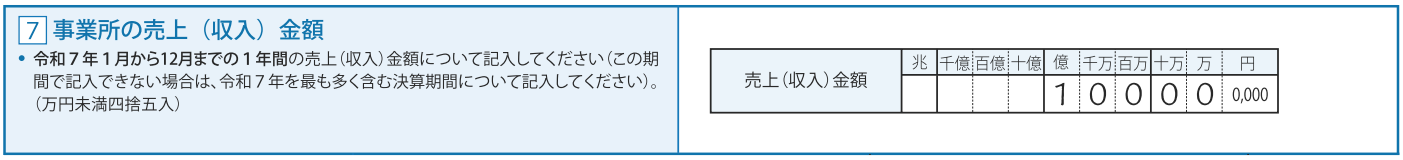

- この事業所の**令和7年1月から12月までの1年間**の売上（収入）金額を記入してください。
- **企業内取引についても市価に換算して売上（収入）金額に含めてください。**
  ※ 令和7年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、令和7年を最も多く含む決算期間について記入してください。
  ※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- 「会社以外の法人」の場合は、営業収益（事業利益）を記入してください。
- 管理・補助的業務のほか、ショールームや連絡事業所などで、売上が発生しない場合は「0」を記入してください。

8 事業別売上（収入）金額 ※【19】、【20】調査票は該当しない項目

- 事業別の各内訳項目の例示については、12～17ページの 9 欄「企業全体の事業別売上（収入）金額」を参照してください。
- 8 欄の合計金額は、 7 欄「売上（収入）金額」と一致します。
- 【17】事業所調査票(製造業)の「③製造品の出荷額・加工賃収入額」の中には、同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものも含めて記入してください。
- 「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、 5 欄「この事業所の主な事業の内容」に印字されている事業内容の該当する欄となります。**なお、複数の分野にわたる事業を行っている場合は、◆印の内訳だけでなく、該当するそれぞれの事業欄について、金額を記入してください。**

次ページ以降については、調査票ごとに参照ページが異なります。該当ページをご覧ください。

【15】事業所調査票（農業、林業、漁業）　第2面

※　**【15】事業所調査票　第1面の記入のしかたについては、28～33ページ『【15】～【20】事業所調査票 第1面』を参照してください。**

記入上の注意
- ✓ 金額は万円単位で記入してください。（万円未満四捨五入）
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

- ◆ 【15】-1～【15】-6ページの記入例を参考にして、第1面8欄「①農業、林業、漁業の収入」について、その事業内容別の売上（収入）金額を記入してください。
- ◆ 売上（収入）金額の記入が困難な場合には、【15】-2ページの**記入例3**を参照し、第1面7欄「事業所の売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。

9 農業、林業、漁業の収入の内訳

事業内容別売上（収入）金額【記入例1】

●以下の事業を営んでいる場合

ア.　米を栽培して出荷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・800万円　（農業）
イ.　大根を栽培して出荷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・500万円　（農業）
ウ.　じゃがいもの観光農園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・150万円　（農業）　　② ア～ウ
エ.　仕入れたじゃがいもでポテトケーキを製造してその場で直接消費者に販売・・　50万円（小売業）　③ エ

ア～エの合計　1500万円　① ア～エの合計

（1）調査票第1面7欄「事業所の売上（収入）金額」は上記のア～エの合計金額となります。

売上（収入）金額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
				①		1	5	0	0	0,000

（2）調査票第1面8欄「事業別売上（収入）金額」は上記（1）の事業別の内訳となります。
※「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、第1面5欄「この事業所の主な事業の内容」に印字されている事業内容の該当する欄となります。

事業別内訳	売上（収入）金額 兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 農業、林業、漁業の収入 ② ◆						1	4	5	0	0,000
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										0,000
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額										0,000
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）										0,000
⑤ 小売の商品販売額 ③								5	0	0,000

（3）調査票第2面9欄「農業、林業、漁業の収入の内訳」は上記（2）のうち「①農業、林業、漁業の収入」の事業内容ごとの内訳となります。
ここでは、ア～ウの合計金額を「耕種農業（種苗業を除く）」に記入します。

事業内容	番号	売上（収入）金額 千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
①農業、林業、漁業の収入										
耕種農業 耕種農業（種苗業を除く）：稲作、麦類・雑穀・豆類、いも類、野菜（きのこ栽培を含む）、果樹類、花き・花木、工芸農作物（油脂、甘味料、繊維、薬などの原料に供するもの）など	1					1	4	5	0	0,000
耕種農業 種苗業：耕種農業のうち野菜の種子、花きの種子、飼料作物の種子、花きの球根、野菜の苗、花きの苗、果樹の苗などの栽培	2									0,000

ア＋イ＋ウ

記入上の注意
- ✓ じゃがいもの芋掘りなどの「観光農園」は、観光客に直接収穫させて販売（出荷）するので、農業事業となります。「観光農園」で取り扱っている作物を「耕種農業（種苗業を除く）」、「種苗業」のいずれかにその売上を売上（収入）金額に記入してください。

事業内容別売上（収入）金額【記入例2】

●以下の事業を営んでいる場合

ア.　トマトを水耕栽培して出荷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８００万円　（農業）
イ.　もやしを工場で栽培して出荷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７００万円　（農業）　②

アとイの合計　１５００万円　①

（1）調査票第1面7欄「事業所の売上（収入）金額」は上記のア、イの合計金額となります。

売上（収入）金額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
				①		1	5	0	0	0,000

（2）調査票第1面8欄「事業別売上（収入）金額」は上記（1）の事業別の内訳となります。

事業別内訳	売上（収入）金額 兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 農業、林業、漁業の収入 ② ◆						1	5	0	0	0,000

（3）調査票第2面9欄「農業、林業、漁業の収入の内訳」は上記（2）のうち「①農業、林業、漁業の収入」の事業内容ごとの内訳となります。
ここでは、ア、イの合計金額を「耕種農業（種苗業を除く）」に記入します。

事業内容	番号	売上（収入）金額 千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
①農業、林業、漁業の収入										
耕種 耕種農業（種苗業を除く）										
稲作、麦類・雑穀・豆類、いも類、野菜（きのこ栽培を含む）、果樹類、花き・花木、工芸農作物（油脂、甘味料、繊維、薬などの原料に供するもの）など	1					1	5	0	0	0,000

ア＋イ

記入上の注意

✓ えのきだけ、もやし、かいわれ大根など、工場で機械的設備を使用し、人工的な光と水を用いて栽培・製造する場合、製造業とせず、農業事業とします。

事業内容別売上（収入）金額【記入例3】

●金額の記入が困難な場合（割合での記入）　※小数点以下四捨五入

ア.　いちごを栽培して出荷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約６０％　（農業）
イ.　いちごジャムを製造して直接消費者に販売・・・・・・・・・・・・・・・・約２０％　（農業）　②
ウ.　他から仕入れたママレードを消費者に販売・・・・・・・・・・・・・・・・約２０％　（小売業）　③

１０，０００万円　①

（1）調査票第1面7欄「事業所の売上（収入）金額」は上記のア～ウの合計金額となります。

売上（収入）金額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
		①			1	0	0	0	0	0,000

（2）調査票第1面8欄「事業別売上（収入）金額」は上記（1）の事業別の内訳となります。
※「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、第1面5欄「この事業所の主な事業の内容」に印字されている事業内容の該当する欄となります。

事業別内訳	売上（収入）金額 兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入 ② ◆										0,000	80
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額										0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）										0,000	
⑤ 小売の商品販売額 ③										0,000	金額 20

（3）調査票第2面9欄「農業、林業、漁業の収入の内訳」は上記（2）のうち「①農業、林業、漁業の収入」の事業内容ごとの内訳となります。割合は上記（1）の売上（収入）金額に占める割合となります。
ここでは、ア、イの合計金額の割合を「耕種農業（種苗業を除く）」に記入します。

事業内容	番号	売上（収入）金額 千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
①農業、林業、漁業の収入											
耕種 耕種農業（種苗業を除く）											
稲作、麦類・雑穀・豆類、いも類、野菜（きのこ栽培を含む）、果樹類、花き・花木、工芸農作物（油脂、甘味料、繊維、薬などの原料に供するもの）など	1									0,000	80

ア＋イ

記入上の注意

✓ 主に自家栽培した原材料（いちごなど）を使用して製造、加工を行っている場合は農業事業としますが、主な原材料を他から購入し製造・加工している場合は、製造事業となります。

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。（万円未満四捨五入）
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

9 農業、林業、漁業の収入の内訳（つづき）

事業内容別売上（収入）金額【記入例1】

●以下の事業を営んでいる場合

ア.	自ら保育した立木を伐木し運んで素材のまま販売	1，０００万円	（林業）
イ.	自ら保育した立木を伐木し運んで製材して販売	4，０００万円	（林業）
ウ.	立木を購入し伐木して運んで販売	2，０００万円	（林業）
エ.	立木を購入し伐木して製材して販売	1，０００万円	（製造業）
オ.	木材を購入し製材して販売	５００万円	（製造業）
カ.	木材を購入して販売	５００万円	（卸売業）
ア～カの合計		9，０００万円	

（1）調査票第1面 7 欄「事業所の売上（収入）金額」は上記のア～カの合計金額となります。

売上（収入）金額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
				①		9	0	0	0	0,000

（2）調査票第1面 8 欄「事業別売上（収入）金額」は上記（1）の事業別の内訳となります。
※「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、第1面 5 欄「この事業所の主な事業の内容」に印字されている事業内容の該当する欄となります。

事業別内訳	売上（収入）金額 兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 農業、林業、漁業の収入 ② ◆						7	0	0	0	0,000
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										0,000
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額 ③						1	5	0	0	0,000
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む） ④							5	0	0	0,000
⑤ 小売の商品販売額										0,000

（3）調査票第2面 9 欄「農業、林業、漁業の収入の内訳」は上記（2）のうち「①農業、林業、漁業の収入」の事業内容ごとの内訳となります。
ここでは、ア、イの合計金額を「育林業」に、ウの金額を「素材生産業」に記入します。

			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
育林業 自ら保育した材木に関する収入（立木、素材、製材の販売収入）	9						5	0	0	0	0,000	ア＋イ
素材生産業 購入した立木を伐木した素材の販売収入	10						2	0	0	0	0,000	ウ

記入上の注意

- ✓ 毛皮用、食用のための鳥獣の捕獲や、こん虫類などを採補する事業収入は、番号13「その他の林業」欄に記入してください。

事業内容別売上（収入）金額【記入例2】

●金額の記入が困難な場合（割合での記入）　※小数点以下四捨五入

ア.　天然の山菜を採取して出荷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約７５％　（林業）　②
イ.　他から購入した山菜を原材料に使用し山菜漬けを製造して出荷・・・・・・・・約２５％（製造業）　③

1，０００万円　①

(1) 調査票第1面 7 欄「事業所の売上（収入）金額」は上記のア、イの合計金額となります。

売上（収入）金額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
				①		1	0	0	0	0,000

(2) 調査票第1面 8 欄「事業別売上（収入）金額」は上記（1）の事業別の内訳となります。
※「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、第1面 5 欄「この事業所の主な事業の内容」に印字されている事業内容の該当する欄となります。

事業別内訳	売上（収入）金額 兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入 ② ◆										0,000	7 5
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額 ③										0,000	2 5
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）										0,000	
⑤ 小売の商品販売額										0,000	

金額

(3) 調査票第2面 9 欄「農業、林業、漁業の収入の内訳」は上記（2）のうち「①農業、林業、漁業の収入」の事業内容ごとの内訳となります。割合は上記（1）の売上（収入）金額に占める割合となります。
ここでは、アの金額の割合を「特用林産物」に記入します。

| | | | | | | | | | |

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。（万円未満四捨五入）
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

9 農業、林業、漁業の収入の内訳（つづき）

事業内容別売上（収入）金額【記入例1】

●以下の事業を営んでいる場合

ア.	一本釣り漁で捕獲した魚の出荷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3，５００万円　（漁業）
イ.	採取したあわびの出荷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	５００万円　（漁業）
ウ.	漁で釣れた魚を使用して干物に加工して出荷・・・・・・・・・・・・・・・	５００万円　（漁業）
エ.	民宿の収入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	５００万円（宿泊業）
ア～エの合計		５，０００万円

（1）調査票第1面 7 欄「事業所の売上（収入）金額」は上記のア～エの合計金額となります。

売上（収入）金額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
				①		5	0	0	0	0,000

（2）調査票第1面 8 欄「事業別売上（収入）金額」は上記（1）の事業別の内訳となります。
※「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、第1面 5 欄「この事業所の主な事業の内容」に印字されている事業内容の該当する欄となります。

事業別内訳	売上（収入）金額 兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 農業、林業、漁業の収入 ② ◆						4	5	0	0	0,000
⑭ 宿泊事業の収入 ③							5	0	0	0,000

（3）調査票第2面 9 欄「農業、林業、漁業の収入の内訳」は上記（2）のうち「①農業、林業、漁業の収入」の事業内容ごとの内訳となります。
ここでは、ア～ウの合計金額を「海面漁業（養殖を除く）」に記入します。

			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
	海面漁業（養殖を除く）	14						4	5	0	0	0,000	ア＋イ＋ウ
	底びき網、地びき網・船びき網、まき網、刺網、定置網、釣・はえ縄、捕鯨、採貝・採藻など												

記入上の注意

- ✓ 自家取得した原材料を使用して製造・加工する事業は漁業となります。売上（収入）金額は、取得した漁法の「事業内容」欄に記入してください。
- ✓ ぶり類、たい類、くるまえびの種苗（養殖用の稚魚等）の養殖用の網の設置などの請負事業収入は、番号16「海面養殖業」欄に記入してください。

備考

備考 ・令和７年１月から２月まで、事業所の一部改築のため事業時間短縮

・令和７年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

漁　業

事業内容別売上（収入）金額【記入例2】

●金額の記入が困難な場合（割合での記入）　※小数点以下四捨五入

ア.　自家栽培した養殖わかめを出荷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約６０％　（漁業）
イ.　あさりを採取して出荷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・約２０％　（漁業）
ウ.　他の漁業者が採取したあさりを冷凍・保管した収入・・・・・・・・・・・・・約２０％（運輸業）

１，０００万円

② ③ ①

（1）調査票第1面 7 欄「事業所の売上（収入）金額」は上記のア～ウの合計金額となります。

売上（収入）金額	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
				①		1	0	0	0	0,000

（2）調査票第1面 8 欄「事業別売上（収入）金額」は上記（1）の事業別の内訳となります。
※「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、第1面 5 欄「この事業所の主な事業の内容」に印字されている事業内容の該当する欄となります。

事業別内訳	売上（収入）金額 兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
① 農業、林業、漁業の収入 ② ◆										0,000	8 0
⑫ 運輸、郵便事業の収入 ③										0,000	2 0

（3）調査票第2面 9 欄「農業、林業、漁業の収入の内訳」は上記（2）のうち「①農業、林業、漁業の収入」の事業内容ごとの内訳となります。割合は上記（1）の売上（収入）金額に占める割合となります。
ここでは、イの金額の割合を「海面漁業（養殖を除く）」、アの金額の割合を「海面養殖業」に記入します。

漁業	海面漁業（養殖を除く） 底びき網、地びき網・船びき網、まき網、刺網、定置網、釣・はえ縄、捕鯨、採貝・採藻など	14									0,000			2	0	イ
	内水面漁業（養殖を除く） 河川、湖沼などの淡水において自然繁殖している（まき付、放苗、投石、耕うんなどいわゆる増殖によって繁殖しているものを含む）水産動植物の採捕	15									0,000					
	海面養殖業 魚類養殖、貝類養殖、海藻類養殖、真珠養殖、種苗養育など	16									0,000			6	0	ア

記入上の注意

✓ 漁業事業所から請負で行う、「餌まき」、「いかだの移動」、「網の設置」、「水揚げした貝類の選別」などの請負作業は、請け負った漁場、漁法、漁獲物の種類、養殖場所、養殖方法、養殖対象によって、該当する事業内容にその売上（収入）金額を記入してください。

【16】事業所調査票（鉱業、採石業、砂利採取業）　第2面

※　**【16】事業所調査票　第1面の記入のしかたについては、28～33ページ『【15】～【20】事業所調査票 第1面』を参照してください。**

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。（万円未満四捨五入）
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

9 費用総額及び給与総額

- 令和７年１月から12月までの１年間の費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和７年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）				1	6	0	1	0	0,000
うち給与総額					3	2	8	6	0,000

9 費用総額及び給与総額

◆ この事業所が、令和７年１月から１２月までの１年間に、鉱業活動を営む上で投入した費用（労務費、人件費、福利厚生費等を含んだ総額）を記入してください。

※ 令和７年１月から１２月までの１年間で記入できない場合は、令和７年を最も多く含む決算期間について記入してください。

・ **「費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）」**・・・この事業所が、令和７年１月から１２月までの１年間に、鉱業活動を営む上で投入した費用（労務費、人件費、福利厚生費等を含んだ総額）を記入してください。

・ **「給与総額」**・・・この事業所に所属する従業者（臨時雇用者を含む）に対し、就業規則、給与規定及び労働協約などに基づいて、令和７年１月から１２月までの１年間に支払われた月例給と賞与等のすべてをいいます。基本給のほか、扶養手当、地域手当、超過勤務手当、通勤手当などの諸手当を含め、所得税、住民税、社会保険料などを差し引く前の、いわゆる「税込みの支給額」で記入してください。

10 生産数量及び生産金額

◆ この事業所が、令和７年１月から１２月までの１年間に生産した鉱業品を、品目ごとに記載している条件（「精含量」、「製品」など）に従って記入してください。委託生産分も含めます。
＜品目の内容例示＞については、【16】-3～【16】-4ページを参照してください。

（1）「品目名（条件）」について

生産数量及び生産金額に記入する数値は、品目ごとに記載している以下の「条件」に従って記入してください。

○精含量　・・・・・・・・・選鉱によって得られた精鉱中の金属の含有量です。
単一の鉱石（例えば「金鉱」）であっても、複数の金属（「金」と「銀」など）を含有している鉱石を生産している場合は、含有している金属ごとに「生産数量（精含量）」及び「生産金額」を記入してください。

○精炭　・・・・・・・・・・選炭、洗炭した石炭です。

○基準状態　・・・・・・「天然ガス」のガス量表示の基準状態とは、温度15.6℃（60°F）、絶対圧101325Pa（760mmHg）、水蒸気で飽和された状態をいいます。
また、「標準状態」から「基準状態」への換算式は、次のとおりです。

「基準状態」の体積（千㎥）＝「標準状態」の体積（千㎥）×1．076

○製品　・・・・・・・・・採掘した原石のまま出荷したもの及び採石現場で粉砕、水ひ（篩）、乾燥などの加工をして出荷したもの。

10 生産数量及び生産金額

- 品目名に記載してある条件及び単位で、令和７年１月から12月までの１年間に日本国内で生産、採掘した数値を記入してください。（単位未満四捨五入）
- 生産数量には、他社に委託して生産した分も含めます。
- 生産金額は生産工程を経て製品になった時点の価格によるもので、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含めません。

番号	品目名（条件）	生産数量（年間）	生産金額（年間）	番号	品目名（条件）	生産数量（年間）	生産金額（年間）
			千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円				千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円
②鉱物、採石、砂利採取事業の収入							
鉱業サービス							
9000	鉱業サービス		0,000				
金属鉱物							
9111	金鉱（精含量）	g	0,000	9199	その他の金属鉱物		0,000
9112	銀鉱（精含量）	kg	0,000				
石炭・亜炭							
9211	石炭（精炭）	t	0,000	9221	亜炭・泥炭（精炭）	t	0,000
原油・天然ガス							
9311	原油	kl	0,000	9329	その他の原油・天然ガス		0,000
9321	天然ガス（基準状態）	千㎥	0,000				
採石、砂・砂利・玉石採取							
9411	花こう岩・同類似岩石（製品）	64312 t	1,082,000	9471	粘板岩（製品）	t	0,000
9421	石英粗面岩・同類似岩石（製品）	t	0,000	9481	砂・砂利・玉石		0,000
9431	安山岩・同類似岩石（製品）	t	0,000	9491	かんらん岩	t	0,000
9451	ぎょう灰岩（製品）	t	0,000	9492	オリビンサンド	t	0,000
9461	砂岩（製品）	t	0,000	9499	その他の採石、砂・砂利・玉石		0,000
窯業原料用鉱物（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料に限る）							
9511	木節・頁岩粘土	t	0,000	9561	人造けい砂（製品）	t	0,000
9513	がいろ目粘土	t	0,000	9562	天然けい砂（含むがいろ目けい砂）	t	0,000
9519	その他の耐火粘土		0,000	9571	石灰石	t	0,000
9521	ろう石・ろう石クレー、ドロマイト	t	0,000	9572	生石灰、消石灰、水硬性石灰	t	0,000
9541	長石・半花こう岩・風化花こう岩（含むサバ）	t	0,000	9591	陶石・陶石クレー	t	0,000
9551	軟けい石	t	0,000	9599	その他の窯業原料用鉱物		0,000
9552	白・炉材けい石	t	0,000				
その他の鉱物							
9921	ベントナイト	t	0,000	9999	その他の鉱物		0,000
9931	けいそう土	t	0,000				

（2）「生産数量」について

「生産数量」欄に「単位記号」（t、kg、kl、千㎥など）が記載されている品目は、記載している単位記号に対応する数量で生産数量を記入してください。

（3）「生産金額」について

生産金額は、生産工程を経て製品になった時点の価格をいい、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含めないでください。

○生産金額から販売経費を差し引くことができない場合は、この事業所の最寄駅貨車乗り渡し又は船積渡しの金額で記入してください。

○金属鉱物の複雑鉱（多種類の金属を含む鉱物）の生産金額は、有価成分ごとに区分し、それぞれの条件によって記入してください。

１）主体鉱種
生産金額 ＝ {売鉱協定価格（又は建値） × 鉱石中金属含有量 × 精錬実収率} − （粉鉱処理費 ＋ 溶錬費 ＋ 精錬費 ＋ 鉱石運賃）

２）随伴鉱種
生産金額 ＝ {売鉱協定価格（又は建値） × 鉱石中金属含有量 × 精錬実収率} − 精錬費

○粗鉱を他の選鉱場に出荷した場合の生産金額は、精鉱の価格から選鉱費及び運賃、諸掛りを差し引いて記入してください。

＜品目の内容例示＞

番号	品目名（条件）	数量単位	内容例示
		鉱業サービス	
９０００	鉱業サービス	-	掘鉱、採鉱、選鉱など、鉱業に附随するサービス、石油・天然ガス等の鉱床の探査及び探査による発見に対してその後になされる評価に関するサービス
		金属鉱物	
９１１１	金鉱（精含量）	g	金鉱、砂金
９１１２	銀鉱（精含量）	ｋｇ	銀鉱、輝銀鉱、濃紅銀鉱
９１９９	その他の金属鉱物	-	鉛鉱、方鉛鉱、亜鉛鉱、閃亜鉛鉱、鉄鉱、赤鉄鉱、磁鉄鉱、褐鉄鉱、銅鉱、黄銅鉱、赤銅鉱、斑銅鉱、白金鉱、硫化鉄鉱、すず鉱、砂すず鉱、アンチモン鉱、水銀鉱、そう鉛鉱、砂鉄鉱、タングステン鉱、マンガン鉱、クロム鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、ひ鉱 など
		石炭・亜炭	
９２１１	石炭（精炭）	t	一般炭、無煙炭、れき（瀝）青炭、石炭水洗、石炭選炭、褐炭（亜炭を除く）
９２２１	亜炭・泥炭（精炭）	t	亜炭、泥炭
		原油・天然ガス	
９３１１	原油	ｋｌ	原油、天然アスファルト、れき（瀝）青油
９３２１	天然ガス（基準状態）	千㎥	天然ガス
９３２９	その他の原油・天然ガス	-	天然ガソリン、炭酸ガス
		採石、砂・砂利・玉石採取	
９４１１	花こう岩・同類似岩石（製品）	t	花こう岩、せん緑岩、はん岩、はんれい岩、片麻岩、御影石
９４２１	石英粗面岩・同類似岩石（製品）	t	石英粗面岩、りゅうもん岩
９４３１	安山岩・同類似岩石（製品）	t	安山岩、輝石安山岩、粗面岩、ひん岩、鉄平石、根府川石、小松石 など
９４５１	ぎょう灰岩（製品）	t	ぎょう灰岩、芦野石、伊豆若草石、大谷石、小室石、七沢石、房州石 など
９４６１	砂岩（製品）	t	砂岩、出雲石、多胡石 など
９４７１	粘板岩（製品）	t	粘板岩、玄昌石
９４８１	砂・砂利・玉石	-	砂、砂利、玉砂利、玉石
９４９１	かんらん岩	t	かんらん岩、輝石かんらん岩
９４９２	オリビンサンド	t	オリビンサンド
９４９９	その他の採石、砂・砂利・玉石	-	大理石、結晶質石灰岩、蛇紋岩、玄武岩、黒よう石、真珠岩、火山灰、軽石、庭石、鹿沼土 など

番号	品目名（条件）	数量単位	内容例示
窯業原料用鉱物（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料に限る）			
９５１１	木節・頁岩粘土	t	木節粘土、頁岩粘土
９５１３	がいろ目粘土	t	がいろ目粘土
９５１９	その他の耐火粘土	–	
９５２１	ろう石・ろう石クレー、ドロマイト	t	ろう石、ろう石クレー、ドロマイト、苦灰石、白雲石
９５４１	長石・半花こう岩・風化花こう岩（含むサバ）	t	長石、半花こう岩、アプライト、風化花こう岩、まさ（真砂）、サバ（砂婆）、そうけい（藻珪）
９５５１	軟けい石	t	軟けい石
９５５２	白・炉材けい石	t	白けい石、炉材けい石
９５６１	人造けい砂（製品）	t	人造けい砂
９５６２	天然けい砂（含むがいろ目けい砂）	t	天然けい砂、がいろ目けい砂
９５７１	石灰石	t	石灰石
９５７２	生石灰、消石灰、水硬性石灰	t	生石灰、消石灰、水硬性石灰（酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）
９５９１	陶石・陶石クレー	t	陶石、天草陶石、陶石クレー など
９５９９	その他の窯業原料用鉱物	–	石こう、らん晶石、けい線石、紅柱石、陶土、カオリン など
その他の鉱物			
９９２１	ベントナイト	t	ベントナイト
９９３１	けいそう土	t	けいそう土
９９９９	その他の鉱物	–	酸性白土、滑石、粘土（窯業原料用を除く）、絹雲母、緑泥石、ふっ（沸）石、ひる石、重晶石、ざくろ石、エメリー、トリポリー、めのう、こはく、工芸用水晶、宝石、電気石、石けん石、溶岩、方解石、ほたる石、りん鉱石、黒鉛、ダイアスポア、天然氷、かん水 など

備考

備考

・令和７年１月から２月まで、事業所の一部改築のため事業時間短縮

・　令和７年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

【17】事業所調査票（製造業）の記入に際して調査期間に関する注意事項

調査期間

- 調査期間が**令和7年1月～12月までの1年間**となっている事項について、その期間の実績を記入してください。
- 調査時点が**「年初」となっている事項については令和7年1月1日時点、「年末」となっている事項については令和7年12月末日時点**の数値を記入してください。
- 16欄工業用地及び工業用水欄の工業用水については、**1日当たり**の使用量を記入してください。
- それ以外については、**令和8年6月1日現在**の数値を記入してください。

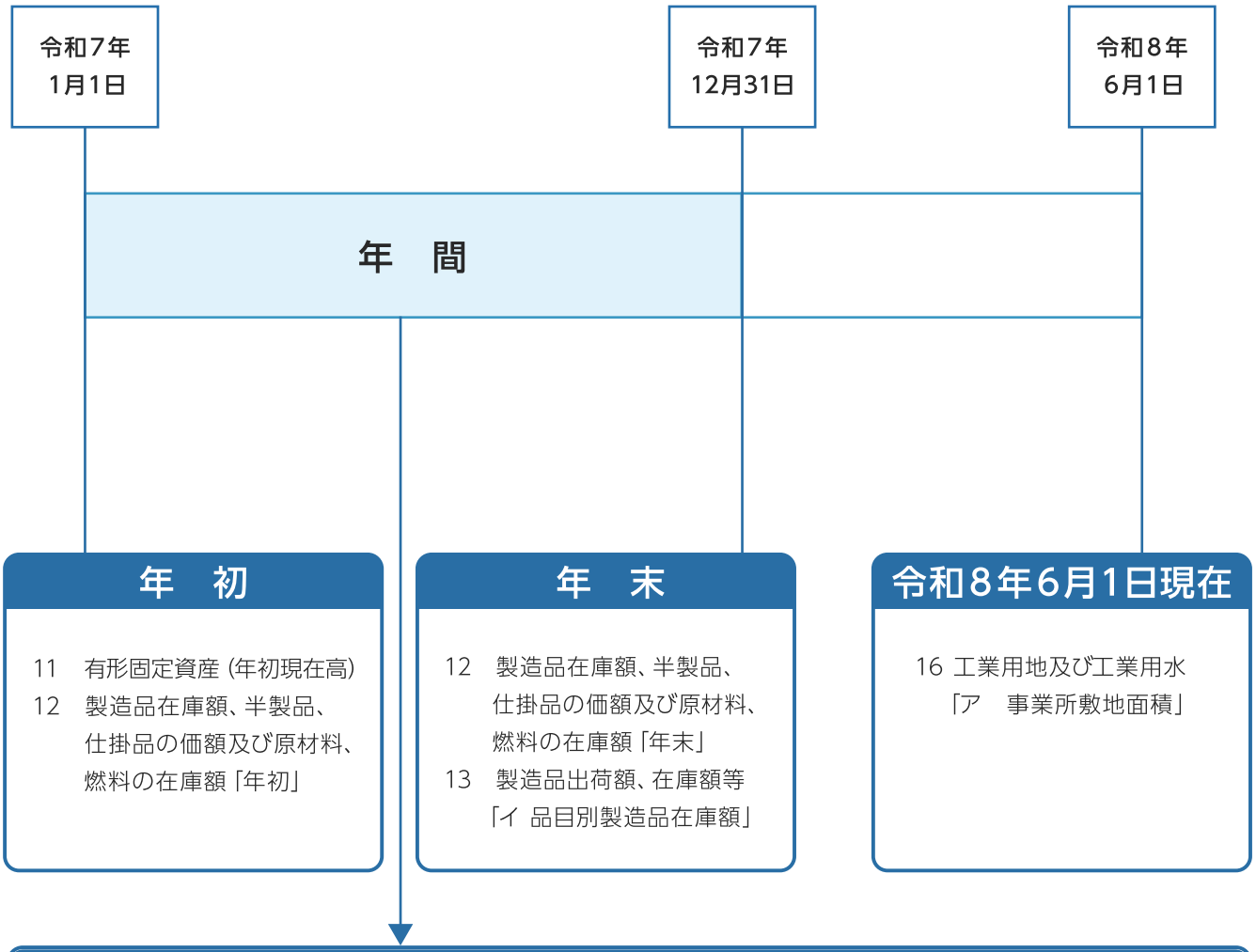

※　**令和7年1月から12月までの1年間**で記入できない場合は、令和7年を最も多く含む決算期間（12か月）で記入してください。
なお、その場合の「年初・年末」はそれぞれ「期首・期末」で記入してください。

MEMO

【17】事業所調査票（製造業）　第2面

※　**【17】事業所調査票　第1面の記入のしかたについては、28～33ページ『【15】～【20】事業所調査票 第1面』を参照してください。**

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。（万円未満四捨五入）
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

4 この事業所の従業者数
- 6月1日現在の従業者数を記入してください。
- 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派

（3）この事業所に従事している人の男女計
（⑦－⑥－⑧＋⑨＋⑩）　　人

4 この事業所の従業者数

◆ 第2面については、第1面 4 欄「この事業所の従業者数」(3)の人数によって、記入箇所が異なります。以下を参考にして調査票に記入してください。

調査票	第1面 4 欄「この事業所の従業者数」(3) の人数	記入する調査票の項目番号
第2面	9人以下	9・10（「合計★」欄のみ）、13（「イ品目別製造品在庫額」を除く）、14、15、17、備考
	10人以上29人以下	9・10（「合計★」欄のみ）、11（「土地★」、「有形固定資産」の「計★」欄のみ）、12（「製造品①★」、「半製品及び仕掛品②★」欄のみ）、13（「イ品目別製造品在庫額」を除く）、14、15、17、備考
	30人以上	全て

9 人件費及び人材派遣会社への支払額

※第1面4欄「この事業所の従業者数」の（3）が29人以下の場合は、合計のみ記入してください。

◆ この事業所が令和7年1月から12月までの1年間に支給した給与額又は支給すべき給与額について、所得税、保険料、組合費などを差し引く前の額で記入してください。

◆ この事業所の敷地とは別の場所にある自家発電所、自家用倉庫の人件費及び人材派遣会社への支払額は含めません。

- （1）欄は、常用雇用者及び有給役員（第1面 4 欄「この事業所の従業者数」の③＋④＋⑤に該当する者のうち**この事業所に従事している者**）に対する基本給、諸手当（家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当など）、特別に支払われた給与（期末賞与など）を記入してください。
- （2）欄は、上記雇用者に対する**退職金や解雇予告手当**、第1面 4 欄「この事業所の従業者数」のうち**「⑨出向」に対する支払額、「臨時雇用者」に対する給与、「⑧送出者（別経営の事業所へ出向又は派遣している人）」に対する負担額**などを記入してください。
- 調査時点（令和8年6月1日時点）で**臨時雇用者**がいない場合でも、令和7年に**臨時雇用者**を雇用して支払った給与がある場合は、ここへ記入してください。
- （3）欄は、第1面 4 欄「この事業所の従業者数」の「⑩派遣」に係る人材派遣会社への支払額を記入してください。

9 人件費及び人材派遣会社への支払額
（令和7年1月から12月までの1年間）

	金額（千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円）
（1）常用雇用者及び有給役員（第1面4欄「この事業所の従業者数」の③＋④＋⑤に該当する者のうち事業所に従事している者）に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額	1 6 3 6 6 0 0,000
（2）常用雇用者（④、⑤）及び有給役員（③）に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者（⑨）に係る支払額、臨時雇用者（⑥）に対する給与、送出者（⑧）に対する負担額など	9 4 4 2 0,000
（3）派遣受入者（⑩）に係る人材派遣会社への支払額	9 8 6 0,000
合　計　★	1 7 4 0 8 8 0,000

10 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
（令和7年1月から12月までの1年間）

		金額（兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円）
原材料使用額	主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料、消耗品、購入した水などで実際に製造等に使用した総使用額	5 7 2 9 0 7 0,000
燃料使用額	石油、ガス、石炭など（貨物運搬用及び暖房用の燃料、自家発電用の燃料費を含む）	2 3 5 2 0,000
電力使用額	電灯用を含め、自家発電は除く	9 7 7 0 0,000
委託生産費（外注加工費）	原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工賃又は支払うべき加工賃	1 8 6 9 3 3 0,000
製造等に関連する外注費	生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などの製造等に関連する外注費（派遣、委託生産費などの外注費は除く）	2 2 1 9 8 0,000
転売した商品の仕入額	令和7年中に実際に売り上げた転売品（在庫は除く）に対応する仕入額（年初転売品在庫額+当年転売品仕入額－年末転売品在庫額）	8 7 6 2 5 0,000
合　計　★		8 8 1 7 8 5 0,000

10 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額

※第1面4欄「この事業所の従業者数」の（3）が29人以下の場合は、合計のみ記入してください。

◆ 管理販売部門の外注費及び派遣会社への支払額は含めません。

「原材料使用額」

- この事業所が所有する燃料以外のすべての製造加工用等の原材料のうち、**実際に製造等に使用した総使用額を記入**してください（購入額を記入するものではありません。）。また**自己の所有するもの**に限ります。

  ○「原材料」に含むもの（例示）
  主要原材料、補助材料、容器・包装材料、耐用年数1年未満の工具・器具・備品、機械油、購入した水、作業用・事務用消耗品、購入した部分品（当該工場で原材料を使用して中間製品を作成、その中間製品を製造加工のために使用した場合は、当初使用した原材料費のみを計上）、工場維持のために必要な材料・消耗品（固定資産勘定に計上すべきものは除き、工場建物・設備などの小修理に使用されたもの）
- 同じ企業に属する他の事業所から受け入れたものは、市価に換算して記入してください。
- 通常は燃料として使用されるものでも、原材料として使用した場合、例えば電極用コークスの製造に用いられた石炭、ゴム溶剤に用いられた揮発油などは、原材料使用額に含めます。
- 下請工場等に原材料又は製造した製品を**支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額を計上します**（加工賃は「委託生産費」に計上します）。
- 原材料であっても、**仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの**は「転売した商品の仕入額」に記入してください。

「燃料使用額」

- 生産段階での使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費（石油、ガス、石炭等）、自家発電用の燃料費などを記入してください。
- 同じ企業に属する2つ以上の事業所に送電している自家用火力発電所が使用した石炭、石油などの使用額は、1年間の「製造品出荷額等」の最も多かった事業所にまとめて記入してください。
- 仕入れてそのまま販売するものは含めません。「転売した商品の仕入額」に記入してください。

「電力使用額」

照明や空調に利用されたものやこの事業所で購入した電力の使用額を記入してください。
ただし、**自家発電分は除き**ます。

「委託生産費（外注加工費）」

- この事業所が**所有する原材料又は製造した製品を支給**して、他企業の国内事業所に製造加工を委託した場合、これに支払った加工賃を記入してください。この場合、**支給した原材料等は、「原材料使用額」に記入**してください。原材料等を支給しない（※）で、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の買取代金は含めません。
  （※）原材料を「他企業の事業所」が自ら調達した場合（この事業所が所有する原材料の所有権を「他の事業所」に移転して製造加工させた場合も含めます）。
- この欄に記入した場合、13欄「ア 品目別製造品出荷額」にも記入する必要があります。

「製造等に関連する外注費」

- **事業所収入**（「製造品出荷額」、「加工賃収入額」及び「その他収入額」）に**直接関連する**外注費で、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発、製品の据付に係る建設業務、販売した製品の保守・修理等の外注費用を記入してください。
- 委託生産費（外注加工費）、派遣会社への支払額、固定資産に計上されるものは除きます。
- 警備、清掃、福利厚生、管理事務、構外運送、広告・宣伝などの管理・販売部門における外注費用は除きます。

「転売した商品の仕入額」

- 以下のような計算により、令和7年中に**実際に売り上げた転売品に対応する仕入額を記入**してください。
  また、**ここに記入がある場合は、第1面8欄「事業別売上（収入）金額」のうち「④卸売の商品販売額」又は「⑤小売の商品販売額」も記入してください。**

  年初転売品在庫額＋当年転売品仕入額－年末転売品在庫額
- 転売品とは、他の企業（同一企業に属する他の事業所を含む）から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもので、検査・選別・洗浄・包装・小分け、充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたものを含めます（ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けは除きます）。

11 有形固定資産

※第１面4欄「この事業所の従業者数」の（３）が10人以上29人以下の事業所は、有形固定資産の内訳については記入不要です。（土地の欄及び有形固定資産（土地を除く。）の計欄のみ記入してください。）
※９人以下の事業所は、記入不要です。

		土地 ★	有形固定資産（土地を除く。） 計 ★	建物、構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）	機械、装置（附属設備を含む。）	船舶、車両、運搬具、耐用年数１年以上の工具、器具、備品等
		千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円
年初現在高		2 1 6 6 9 2 0,000	2 1 8 2 5 8 0,000	1 7 6 5 0 0,000	2 6 1 9 5 0,000	1 7 4 4 1 3 0,000
取得額（令和７年１月から12月までの１年間）	新規のもの	× × × × × × × × ×	9 3 9 2 7 0,000	8 5 4 3 0,000	1 3 6 2 0 0,000	7 1 7 6 4 0,000
	中古のもの	5 4 3 3 0 0,000	7 1 4 9 0,000	0,000	8 4 0,000	7 0 6 5 0,000
除却・売却による減少額（令和７年１月から12月までの１年間）		0,000	1 1 1 4 9 0,000	建設仮勘定の増（令和７年１月から12月までの１年間）有形固定資産以外のもの及び土地は除いてください。		2 1 1 3 3 0,000
減価償却額（令和７年１月から12月までの１年間）減価償却額がない場合は「０」を記入してください。		× × × × × × × × ×	5 6 8 2 7 0,000	建設仮勘定の減（令和７年１月から12月までの１年間）有形固定資産以外のもの及び土地は除いてください。		1 1 9 2 8 0,000

11 有形固定資産

※ 第1面4欄「この事業所の従業者数」の（3）が10人以上29人以下の事業所は、★印の欄（黄色）のみ記入してください。なお、9人以下の事業所については記入不要です。

- 金額は、帳簿価額で記入してください。それが困難な場合は、見積もり価額（「取得額」の欄については購入価額）によってください。借用・借地の場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
- 有形固定資産を「土地」と「有形固定資産（土地を除く。）」に区分して記入してください。
- この事業所の敷地とは別の場所にある自家発電所、自家用倉庫の有形固定資産は含めません。

土　地		工場及び事業所の敷地のほか、社宅敷地、運動場、農園などの経営附属用の土地（構外のものを含む）
有形固定資産（土地を除く。）	**① 建物**	工場、事業所、社宅、その他経営附属物（構外のものを含む）、附属設備（エレベータ、暖房・照明・通風設備など）
	② 構築物	ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備、工作物、舗道、駐車場など（減価償却の対象となるものに限ります。また、構外のものも含めます。）
	③ 機械、装置	原動機類、製造加工用の機械、装置、コンベヤ、ホイスト、起重機（建物に附属するものを除く）などの運搬設備、その他附属設備溶鉱炉、れんが窯、分溜塔など、物に物理的又は化学的変化を加える固定設備も含む
	④ 船舶	船舶、水上運搬具
	⑤ 車両、運搬具	鉄道車両、自動車、その他陸上運搬具など
	⑥ 工具、器具、備品等	容器を含み、**耐用年数1年以上**で特例を除き**1件10万円以上**のもの

（注）取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産を一括償却資産として処理した場合は、有形固定資産に記入する必要はありません。

「年初現在高」

以下の計算により、「土地」、「有形固定資産（土地を除く。）」とも、令和7年の年初現在高を、**帳簿価額（資産台帳、財産目録、貸借対照表など）によって記入**してください。
なお、減価償却を間接法によって行う場合の帳簿価額とは、減価償却累計額を当該有形固定資産勘定から差し引いたものをいいます。

年初現在高＝前年年初現在高＋前年取得額－前年除却・売却による減少額－前年減価償却額

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

「取得額」

令和7年の**1年間の増加額を帳簿価額で記入**してください。また、この事業所が使用するために外国から直接輸入したもの(貿易業者などを通じて輸入したものを含む)は、中古であっても「新規のもの」の欄に記入してください。

■「土地」

- 土地の取得額は、**令和7年中に登記が済んだ土地の金額**をすべて記入してください。
- 埋立て、地盛り、地ならしなどの造成、改良などによって既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。
- 原材料採取のために取得した土地も含めます。
- **借地分は除きます。**(借地の場合は「備考」欄にその旨記入してください。)

■「有形固定資産(土地を除く。)」

- 令和7年の1年間の購入、建設、自家製作、他の事業所からの受入れ、建設仮勘定からの振替などによる取得額を、**帳簿価額又は評価額で記入**してください。
- 増改築、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。
- **借用分(リース、レンタル等を含む)は除きます。**

「除却・売却による減少額」

■「土地」

- 売却などによる除却額を記入してください。
- 原材料を採取したために枯渇資産として減耗償却したものも、土地の除却に含めます。

■「有形固定資産(土地を除く。)」

- 売却、撤去、滅失、同じ企業に属する他の事業所への引き渡しなどによる除却額を記入してください。
- 災害などにより部分的損失が生じ、その資産の帳簿価額が減少した場合は、その減少額を記入してください。

「減価償却額」

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した金額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた金額を記入してください。なお、**減価償却額がなかった場合は、減価償却額の欄に「0」**を記入してください。

「建設仮勘定」

- 「建設仮勘定」とは、建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などの有形固定資産を建設するようなときに、完成まで数年を要する場合、この建設に要した材料費、労務費、経費などを完成するまで一時的に処理する仮勘定で、完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられるものです。
- 「建設仮勘定」を設定している事業所については、令和7年1年間にこの勘定の借方に仕分けられた金額を「増」に、同期間内にこの勘定の貸方に仕分けられた金額(この勘定から有形固定資産勘定に振り替えられた金額)の合計を「減」に記入してください。
- ソフトウェアなどの無形固定資産及び土地は除きます。

【17】事業所調査票（製造業）　第2面（つづき2）

記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

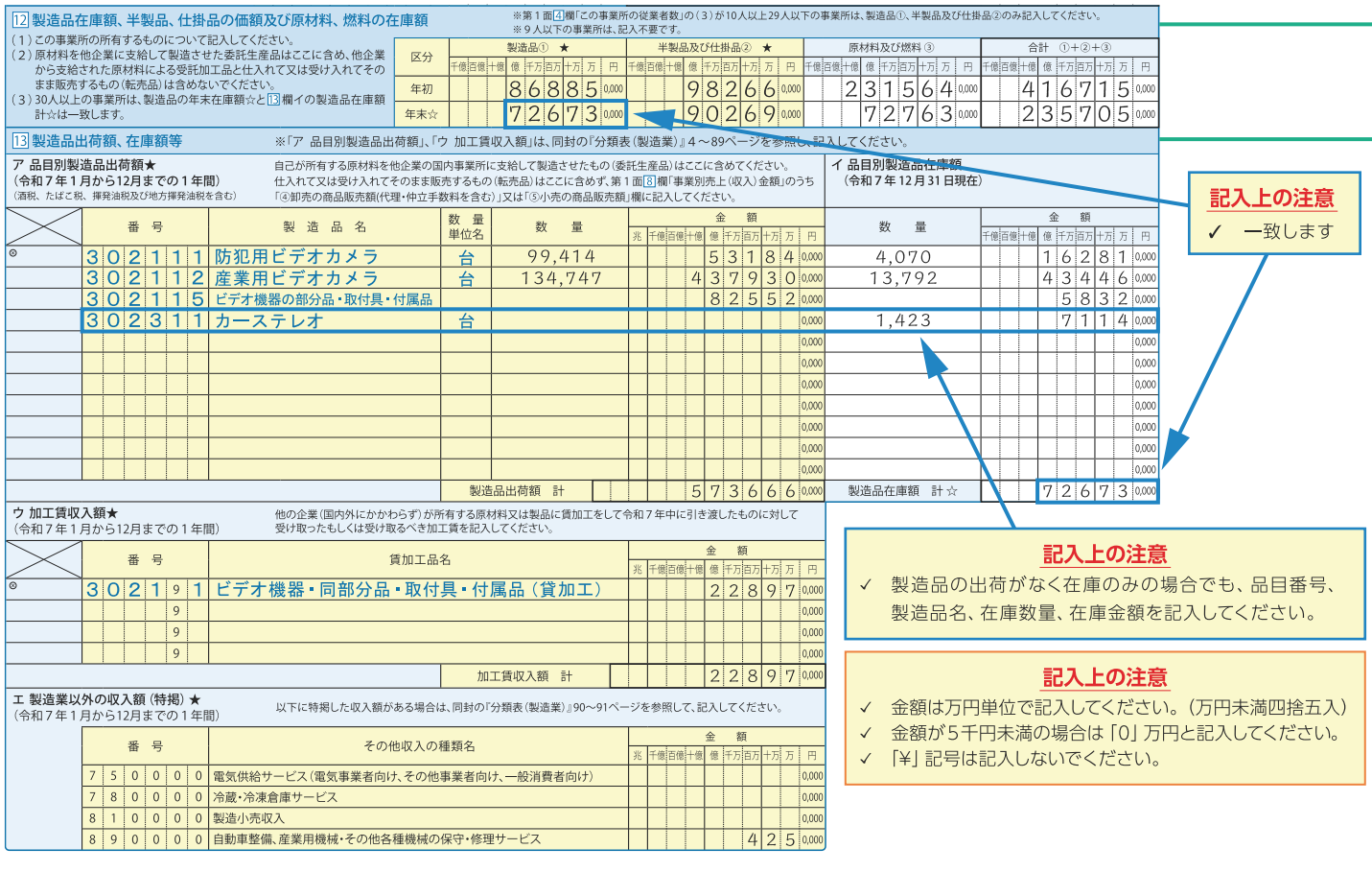

13 製造品出荷額、在庫額等

※ 第1面4欄「この事業所の従業者数」の（3）が29人以下の事業所は、★印の欄（黄色）のみ記入してください。

- **「ア 品目別製造品出荷額」**については、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額を含めて記入してください。
- 「番号」、「製造品名」、「数量単位名」、「賃加工品名」、「その他収入の種類名」は、**同封の『分類表（製造業）』**の4～91ページを参照の上、それぞれ記入してください。
- 記入欄が不足する場合は、同封の『補助用紙』を用いてください。補助用紙を利用した場合は、【17】事業所調査票（製造業）第2面13欄「製造品出荷額、在庫額等」の「ア」、「イ」、「ウ」それぞれの「計」の欄には、補助用紙の金額を含めた合計を記入してください。
- 「数量」の記入は、**『分類表（製造業）』で指定された「数量単位名」**を用います。なお、『分類表（製造業）』に数量単位名が指定されていない品目（数量単位名が「－」となっている品目）については、数量を記入する必要はありません。また、**船舶の記入例は、以下の例**を参照してください。
- **「イ 品目別製造品在庫額計」は、12欄「製造品の年末在庫額」と必ず一致します。**

数量（船舶の例）

- 船舶（製造品番号313111～313116に該当する船舶）については「隻数、総t数」の両方を記入し、隻数を必ず○で囲みます。（例：2隻・1600総tの場合…②／1600）
- 上記以外の小分類313（3134を除く）に属する数量を調査している品目については、隻数のみを記入してください。

船舶の記入例

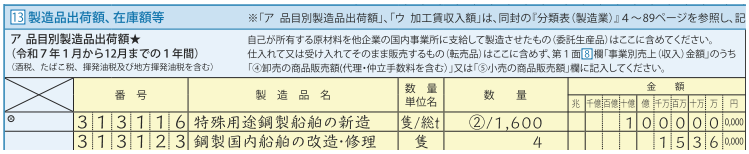

「ア 品目別製造品出荷額」

■「製造品」

- **この事業所が所有する原材料によって製造**するものをいい、**原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させた委託生産品を含め**ます。ただし、他企業、同一企業間の受入、受渡等、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）はここに含めず、第1面8欄「事業別売上（収入）金額」のうち「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」又は「⑤小売の商品販売額」に記入してください。

12 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

※ 第1面4欄「この事業所の従業者数」の（3）が10人以上29人以下の事業所は、★印の欄（黄色）のみ記入してください。なお、9人以下の事業所については記入不要です。

- この事業所が所有するものについて記入してください。
- 原材料を他の企業に支給して製造させた委託生産品（製造品、半製品、仕掛品）の在庫も含めます。
- 下請賃加工のために他の企業から支給された原材料及び加工済みの受託生産品の在庫は含めません。
- 仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含めません。
- **12欄「製造品の年末在庫額」は、13欄「イ 品目別製造品在庫額計」と必ず一致します。**
- 「年初」欄には令和6年12月31日から令和7年1月1日に繰り越されたものを、「年末」欄には令和7年12月31日現在のものを、帳簿価額により記入してください。それが困難な場合は、それぞれ年初、年末の見積もり市価によって記入してください。

製造品	完成品だけでなく部分品を含み、事業所の最終の製造過程を完了した生産物を製造品という。
半製品	製品が2つの工程又は数個の工程で完成されるとき、1つ又は数個の工程を終了しており、そのままで出荷（販売）または貯蔵可能な状態の生産物を半製品という。
仕掛品	製造品及び半製品を製造する過程で、まだ製造品や半製品になっていない状態にある生産物を仕掛品という。

- 『分類表（製造業）』の4～89ページに特掲されている品目（6桁番号があるもの）の製造工程で出たくず、廃物もここに記入してください。 例：清酒かす、精米かす・精麦かす、製材くず、鉄くず、非鉄金属くずなど

■「出荷額」

- 出荷額は工場出荷金額とし、**積込料、運賃、保険料及びその他諸経費を除いた金額**で記入してください。
- 自ら製造したものを同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したもの、この事業所において最終製品として自家使用されたもの、委託販売に出したものも含めます。ただし、令和6年中に出荷したもので、令和7年に入ってから返品され、再出荷されたものは含めません。
- 割引、値引されたものは、その分を差し引いた販売価額（実際に受け取った金額）で記入してください。

【参考】製造品出荷関連の記入欄について

項目		項目
出荷額の範囲	事業所外に出荷した製品自体の価額	13欄「ア 品目別製造品出荷額」
	出荷に要する各種経費（積込料、運賃、保険料）	対象外
	出荷した製品の据付工事代金	製造業以外の収入のため、 第1面8欄「事業別売上（収入）金額」の「⑥建設事業の収入」へ
	出荷後の保守・点検代金	・プラントメンテナンスの場合は、第1面8欄「事業別売上（収入）金額」の「⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」へ ・それ以外の場合（機械修理等）は、第1面8欄「事業別売上（収入）金額」の「⑲上記以外のサービス事業の収入」へ
出荷・使用の形態別	当該事業所が最終製品の製造のため自己消費した中間製品	対象外（その中間製品を製造するために使用した原材料は、原材料使用額に算入）
	価額未定のまま事業所外に出荷した製品	13欄「ア 品目別製造品出荷額」（市価に換算）
	同じ企業に属する他事務所に出荷した製品	社内協定価格等で出荷した場合には、市価に換算
事業所が直接消費者に販売した場合	製造した事業所の構内の店舗で、直接消費者に販売した製品	製造業以外の収入のため、 第1面8欄「事業別売上（収入）金額」の「⑤小売の商品販売額」へ
	製造した事業所からインターネットや電話を通じて（店舗を持たないで）、直接消費者に販売した製造品	13欄「ア 品目別製造品出荷額」

「イ 品目別製造品在庫額」

- この事業所が所有する製造品の在庫額については、**帳簿価額で記入**してください。
- 委託生産品の在庫は、受託した下請工場にあるものも委託した事業所側の在庫に含めます。
- 「品目別製造品在庫額」には、「半製品及び仕掛品」に該当するものは含めません。
- 製造品の出荷がなく在庫のみの場合でも、品目の番号、製造品名、在庫数量、在庫金額を記入してください。

「ウ 加工賃収入額」

- 加工賃収入とは、**他の企業の事業所から支給された主要原材料によって製造**を行って受け取る加工賃や**他の企業の事業所の所有する製品、半製品に加工処理を加え**これによって受け取ったもしくは受け取るべき加工賃をいいます。
  このうち、令和7年中に引き渡したものに対する加工賃を記入してください。
- 一般的に加工業と呼ばれる事業所でも、**自己の所有する原材料や製品に加工する場合は「品目別製造品出荷額」**に記入してください。

「エ 製造業以外の収入額」

- 第1面8欄「事業別売上（収入）金額」欄のうち、「③製造品の出荷額・加工賃収入額」以外に売上（収入）があり、同封の『分類表（製造業）』の「その他収入分類表」の中に、**該当するものがある場合**は、金額を記入してください。

【17】事業所調査票（製造業）　第2面（つづき3）

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。（万円未満四捨五入）
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

14 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合★

（令和７年１月から12月までの１年間）
（直接輸出とは、自己又は自社名義で通関手続を行ったもの。）

第１面 7 欄「事業所の売上（収入）金額」に対する直接輸出額の割合を、小数点第２位まで記入してください。

割合（単位：%）
7.2 1

15 主要原材料名★

ア 購入したもの

基板、半導体、IC
電子部品、ハードディスク

イ 他の企業から支給されたもの（無償）

電子部品

16 工業用地及び工業用水

ア 事業所敷地面積（令和8年6月1日現在）
事業所で使用している敷地の全面積を記入してください。
貸借を含めます。

面積（単位：平方メートル）								
千万	百万	十万	万	千	百	十	一
			4	6	0	6	8

イ 1日当たり水源別用水量（令和７年１月から12月までの１年間の１日当たりの使用量）

用水量（単位：立方メートル）								
区分			百万	十万	万	千	百	十	一
淡水	公共水道	1 工業用水道						9	5
		2 上水道						6	0
	3 井戸水（井戸、湧水から取水した水）								
	4 その他の淡水								
	5 回収水								
	合計						1	5	5
海水									

17 作業工程★

13 欄「製造品出荷額、在庫額等」に記入した製造品の製造又は加工に関するこの事業所の作業工程のあらましを記入してください。

材料受入→加工→組み立て調整→検査→梱包→出荷

備考★

ビデオカメラについて、一部製造を海外の子会社に移管したため、製造品出荷額が減少し、転売収入が増加した。

17 作業工程

- ◆ 13 欄「ア　品目別製造品出荷額」に記入した製造品及び 13 欄「ウ　加工賃収入額」に記入した賃加工品のうち、主な製品についての作業の工程を段階的に記入してください。
- ◆ 製造方法、機械作業、手作業の内容などのあらましを、分かりやすく記入してください。

備考

- ◆ 各調査項目について、前年に比べ著しく大きいか小さい数値のとき（例：２倍以上や１／２以下など）は、その理由を記入してください。
- ◆ 11 欄「有形固定資産」計について、この調査票に記入した年初現在高と前年調査票（前年に「2025年経済構造実態調査」を提出している場合）から計算される年末現在高が一致していない場合は、その理由を記入してください。
- ◆ 11 欄「有形固定資産」の取得額の計が、「建設仮勘定の減」より著しく小さいときは、その理由を記入してください。

14 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合

- 直接輸出額とは、この事業所が直接自社又は自己名義で通関手続を行い、輸出許可書の交付を受けたものをいい、商社等他の企業を経由して輸出したものは含めません。
- 第1面 7 欄の「事業所の売上（収入）金額」に対する直接輸出額の割合を小数点第2位（小数点第3位を四捨五入）まで記入してください。

15 主要原材料名

- **製造品と原材料の関係をみる上で必要ですので、主要なものを具体的に記入してください。**
- 購入又は他の企業から支給されて使用した原材料のうち、主なものを記入してください。
  なお、購入又は他の企業から支給された原材料を使用して中間製品を作り、さらに、この中間製品を製造加工のために使用した場合は、最初に購入又は支給された原材料名を記入してください。
- 「ア 購入したもの」に記入がある場合は、13 欄「ア 品目別製造品出荷額」の項目に記入があります。
  「イ 他の企業から支給されたもの」に記入がある場合は、13 欄「ウ 加工賃収入額」の項目に記入があります。

16 工業用地及び工業用水

●用水量は1日当たりの使用量を記入してください。

※ 第1面 4 欄「この事業所の従業者数」の（3）が29人以下の事業所は、記入不要です。

■**「ア 事業所敷地面積」**には、令和8年6月1日現在において、この事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積を記入してください。

- 貸ビル内に事業所がある場合は、その使用床面積の比率に応じた敷地面積を記入してください。
- 事業所の隣接地にある拡張予定地で、この事業所が占有している場合は、その拡張予定地の面積を含めます。
- 鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と道路（公道）・塀・柵など何らかの手段で区別される場合は、その敷地の面積は含めません。

■**「工業用水」**とは、事業所内で工業生産のために使用される用水をいいます。
従業者の飲料水や雑用水は含めますが、動力として使用される水（水車や水力発電機を稼働させる水など）は除きます。

- 「イ **1日当たり**水源別用水量」は、令和7年1月から12月までの1年間に事業所で**使用した工業用水の総量を操業日数で割ったもの**です。1立方メートル未満は、四捨五入します。
- 工業用水の使用量が不明の場合には、例えばポンプなどの能力、運転時間、流出量などによって1日当たりの推定使用量を記入してください。
- 水源別の区分は、以下のとおりです。

公共水道	都道府県又は市区町村によって経営される水道から供給を受ける水
1 工業用水道	飲用に適さない工業用水を供給するもの
2 上水道	一般の水道のことで、人の飲用に適する水を供給するもの
3 井戸水	浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水 海水の影響を受けていない水源の井戸水に塩分が含まれている場合は「海水」とせず「井戸水」とする。
4 その他の淡水	上記のいずれにも属さない水で、「5 回収水」以外のもの ・ 河川、湖沼又は貯水池から取水する水（地表水） ・ 河川敷などにおいて集水埋きょによって取水する水（伏流水） ・ 農業用水路から取水する水 ・ 他の工場、事業所から供給を受ける水 など
5 回収水	事業所内で一度使用した水のうち、循環させて使用している水 回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など）を通すかどうかは問わない。

【18】事業所調査票（卸売業、小売業）　第2面

※【18】事業所調査票　第1面の記入のしかたについては、28～33ページ『【15】～【20】事業所調査票 第1面』を参照してください。

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。（万円未満四捨五入）
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

9 年間商品販売額等

- **令和７年１月から12月までの１年間**（この期間で記入できない場合は、令和７年を最も多く含む決算期間）の商品販売額、商品売買に関する仲立手数料収入、卸売販売額に占める本支店間移動の割合、国外販売（直接輸出）の割合及び販売商品に関する修理料収入について記入してください。
- 金額は万円未満を四捨五入で記入し、金額で記入できない場合は、第１面の8欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」と「⑤小売の商品販売額」の合計値を１００%(分母)として、それぞれの項目の占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

（１）年間商品販売額

第1面の8欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」の内訳について、同封の『分類表（卸売業、小売業）』の中から、分類番号、商品名、販売金額を記入し、卸売・小売の別を○で囲んでください。
ただし、代理・仲立手数料は、「（２）商品売買に関する仲立手数料収入」欄に記入してください。
なお、本店から支店への商品振替分などは「卸売」として記入してください。

分類番号	分類表の商品名	販売金額（年間） 兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
58631	パン（製造小売） （卸売・(小売)）						6	0	0	0	0,000	
58941	料理品（他から仕入れたもの） （卸売・(小売)）						5	4	0	0	0,000	
52111	米穀類 （(卸売)・小売）						3	5	0	0	0,000	
58921	飲料（牛乳及び乳酸菌飲料を除き、茶系飲料を含む） （卸売・(小売)）						2	5	0	0	0,000	
52251	飲料（牛乳及び乳酸菌飲料を除き、茶系飲料を含む） （(卸売)・小売）						1	0	0	0	0,000	
58931	茶類（葉、粉、豆などのもの） （卸売・(小売)）							6	0	0	0,000	
58911	牛乳（乳酸菌飲料を除く） （卸売・(小売)）							6	0	0	0,000	
58922	乳酸菌飲料 （卸売・(小売)）							5	0	0	0,000	
58621	菓子（非製造小売） （卸売・(小売)）							3	0	0	0,000	
58991	その他の飲食料品 （卸売・(小売)）							1	0	0	0,000	
58302	食用卵 （卸売・(小売)）							1	0	0	0,000	
58951	米穀類 （卸売・(小売)）								5	0	0,000	
58971	乾物 （卸売・(小売)）								3	0	0,000	
	（卸売・小売）										0,000	
	（卸売・小売）										0,000	

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

（２）商品売買に関する仲立手数料収入

該当する番号を○で囲み、「１　ある」の場合は、その収入金額を記入してください。

仲立手数料収入の有無	収入金額（年間） 千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	又は割合（%）
(1) ある →					4	5	0	0	0,000	
(2) ない										

（３）卸売販売額に占める本支店間移動、国外販売（直接輸出）の割合

代理・仲立手数料を除いた卸売の年間商品販売額に占める「①本支店間移動」、「②国外販売（直接輸出）」の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

①本支店間移動				②国外販売（直接輸出）			
	1	0	%			2	%

- 「①本支店間移動」とは、企業内の本支店間、支店相互間で帳簿上商品の振り替えを行った場合をいいます。
- 「②国外販売（直接輸出）」とは、自社（自分）名義で通関手続きを行って国外に商品を輸出した場合をいいます。したがって、国外にある自企業の支店に商品を輸出した場合は「①本支店間移動」とはせず、「②国外販売（直接輸出）」とします。

（４）販売商品に関する修理料収入（販売商品と同種商品の修理のみ）

該当する番号を○で囲み、「１ ある」の場合は、その収入金額を記入してください。
修理料収入額は、第１面の8欄「⑲上記以外のサービス事業の収入」の内数となります。

修理料収入の有無	収入金額（年間） 兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
(1) ある →								1	2	0,000
(2) ない										

9 年間商品販売額等

令和７年１月から12月までの１年間（この期間で記入できない場合は、令和７年を最も多く含む決算期間）の商品販売額、商品売買に関する仲立手数料収入、卸売販売額に占める本支店間移動の割合及び国外販売（直接輸出した分）の割合、販売商品に関する修理料収入について記入してください。

（1）年間商品販売額

- 第１面の8欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」の内訳について、同封の『**分類表（卸売業、小売業）』の1ページ（卸売部門の商品分類一覧）又は11ページ（小売部門の商品分類一覧）の中から**、５桁の分類番号、分類表の商品名及び販売金額（年間）を記入し、卸売・小売の別を○で囲んでください。（商品券、プリペイドカード、切手等の販売額は除きます。）
- 取扱商品がどの分類に該当するか不明の場合は、同封の『**分類表（卸売業、小売業）』の2～10ページ（卸売商品の内容例示）又は12～19ページ（小売商品の内容例示）の例示を参照**してください。

※ **同じ商品であっても「卸売商品」と「小売商品」では分類番号及び商品名が異なります。**

- **「受託販売」**を行っている場合は、手数料ではなく顧客から受け取った金額を記入してください。
- 代理・仲立手数料は、販売金額には含めず、「（2）商品売買に関する仲立手数料収入」に記入してください。
- 金額での記入ができない場合は、**第１面の8欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」の合計金額を100（%）とした割合（小数点以下四捨五入）**で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。
- 取扱商品が15品目を超える場合は、**同封の「補助用紙」に、16品目以降（調査票本体の回答欄に記入できなかった品目）について該当する品目（商品名）に記入**し、調査票と一緒に提出をお願いします。
  - その際は「市区町村コード、調査区番号、事業所番号、＊、整理番号」を確認のうえ（印字されていない場合は調査票本体から転記）、整理番号が一致している「補助用紙」を利用してください。
  - なお、「補助用紙」は「小売業」、「卸売業」の両面で構成されています。
  - 「補助用紙」がない場合は、実施事務局まで御連絡ください。

（2）商品販売に関する仲立手数料収入

- 「（2）商品売買に関する仲立手数料収入」には、他の事業所のために卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行っている場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料を記入してください。
- 収納代行、宅配便取次など最終消費者と取引業者を仲介した受取手数料は含めません。
- 金額での記入ができない場合は、**第１面の8欄「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「⑤小売の商品販売額」の合計金額を100（%）とした割合（小数点以下四捨五入）**で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

（3）卸売販売額に占める本支店間移動、国外販売（直接輸出）の割合

- 「①本支店間移動」とは、企業内の本支店間、支店相互間で帳簿上商品の振り替えを行った場合をいいます。
- 「②国外販売（直接輸出）」とは、自社（自分）名義で通関手続きを行った輸出をいいます。代理・仲立手数料を除いた卸売の年間商品販売額に占める割合を記入してください。

（4）販売商品に関する修理料収入

- **「（4）販売商品に関する修理料収入」**には、商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合に、その修理料を記入してください（例：時計店で時計を販売するかたわら、時計を修理した場合の修理料収入）。

※ 10 欄以降は、調査票第１面の 8 欄「事業別売上（収入）金額」のうち「⑤小売の商品販売額」が最も多い場合に記入してください。

10 小売販売額の商品販売形態別割合

第１面の 8 欄「事業別売上（収入）金額」のうち「⑤小売の商品販売額」について、商品販売形態別の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

①店頭販売	②訪問販売	③通信・カタログ販売（インターネット以外）	④インターネット販売	⑤自動販売機による販売	⑥その他	合計
85		10		5		100%

- ご用聞きによる販売は、「店頭販売」に含めます。
- 共同購入方式、新聞・牛乳などの月極販売は、「その他」に含めます。

11 セルフサービス方式の採用

該当する番号を○で囲んでください。

① セルフサービス方式を採用している（売場面積の50%以上）
② 採用していない

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。
① 客が値札等により各商品の値段が分かるような表示方法をとっていること
② 店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
③ 売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

【セルフサービス方式に該当する例】
総合スーパーマーケット、専門スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、均一価格店など

11 セルフサービス方式の採用

◆ **「1　セルフサービス方式を採用している」とは、この事業所の売場面積の50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。**

① 消費者が値札等により各商品の値段が分かるような表示方法をとっていること
② 店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、消費者が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
③ 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、消費者が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

◆ セルフサービス方式に該当する例、該当しない例、紛らわしい例については、右表を参照してください。

1. セルフサービス方式に該当する主な例及び該当しない主な例

セルフサービス方式に該当する主な例

○ 総合スーパー
○ 専門スーパー（衣料品スーパー、食料品スーパー、住関連スーパー）
○ ホームセンター
○ ドラッグストア
○ コンビニエンスストア
○ 均一価格店（ワンプライスショップなど）
○ 大型カー用品店

セルフサービス方式に該当しない主な例

× 百貨店（デパート）
※百貨店のほか、商店街にある従来型の店舗形態を採用している事業所が該当します。

<衣服・身の回り品>
× 呉服店、寝具店、毛皮コート店、作業服店、げた・草履店、かばん・袋物店、ネクタイ店、傘店

<飲食料品>
× 米穀店、八百屋、果物屋、食肉店、牛乳販売店、お茶屋、乾物屋、和・洋菓子店、まんじゅう屋、つくだ煮店、豆腐店

<自動車・自転車>
× 自動車店、二輪自動車（スクーターを含む）店、自転車店

<機械器具>
× 家庭用電気店（家電量販店を含む）

<機械器具>
× 家具・建具店、ふすま・障子店、畳店、仏具・神具店、陶磁器・ガラス製品店、化粧品店、農業用機械器具店、種苗店、肥料・飼料店、ガソリンスタンド（セルフ給油も含む）、楽器店、コンパクトディスク（CD）店（音楽用のもの）、テレビゲーム・ゲームソフト店、カメラ店、時計店、眼鏡店、たばこ店、骨とう品店、宝石店、ペットショップ

10 小売販売額の商品販売形態別割合

- 商品販売形態別の割合について、第1面の8欄「⑤小売の商品販売額」を100（%）とし、その内訳を整数で記入してください。
- **自動車等の移動店舗やご用聞きによる販売は、**「店頭販売」に含めます。
- **「訪問販売」とは、**セールスマン、セールスレディ等が消費者の家庭などを訪問して商品を販売したものです。仮設会場での展示販売も含めます。
- **「通信・カタログ販売（インターネット以外）」とは、**テレビ、ラジオ、カタログ等を用いて宣伝を行い、消費者から郵便、電話、ＦＡＸなどの通信手段により購入の申し込みを受けて商品を販売したものです（インターネットでの申し込み受付、販売は除きます。）。
- **「インターネット販売」とは、**インターネットにより購入の申し込みを受けて商品を販売したものです。
- **「自動販売機による販売」とは、**この事業所が管理している自動販売機により商品を販売したものです。
- **生活協同組合などの共同購入方式、新聞、牛乳などの月極販売**及び上記以外の販売形態で商品を販売したものは、「その他」とします。

2. セルフサービス方式か否か紛らわしい例

	セルフサービス方式に該当する主な例	セルフサービス方式に該当しない主な例
<衣服・身の回り品>		
・ 衣料品店	○ 衣料品スーパー	× 紳士服・婦人服専門店
・ 靴店	○ 靴量販店	× 主に対面販売を中心とした店
<飲食料品>		
・ 酒店	○ 酒量販店	× 主に対面販売を中心とした店
・ 鮮魚店	○ 消費単位にあわせてあらかじめ包装されている商品を中心とした店	× 主に対面販売を中心とした店
・ パン屋	○ 主にトレーを用いている店	× 主に対面販売を中心とした店
・ そう菜・弁当店	○ 消費単位にあわせてあらかじめ包装されている商品を中心とした店	× 主に対面販売を中心とした店
<その他>		
・ 金物・荒物店	○ ホームセンター	× 主に対面販売を中心とした店
・ 日用品雑貨店	○ 均一価格店（ワンプライスショップなど）	× 主に対面販売を中心とした店
・ 医薬品店	○ ドラッグストア	× 調剤薬局、薬店
・ 書籍店（本屋）	○ 主に古本を取り扱う量販店	× 主に新刊本を取り扱う書店
		× 古本店（量販店を除く）
・ 文具・事務用品店	○ 文具・事務用品量販店	× 主に対面販売を中心とした店
・ スポーツ用品店	○ 対面販売を必要としない商品を中心とした店	× スキー、ゴルフ、テニス用品等の対面販売を中心とした店
・ 釣具店	○ 釣具量販店	× 主に対面販売を中心とした店
・ おもちゃ屋	○ がん具量販店	× 主に対面販売を中心とした店
・ 花・植木店	○ 園芸センター	× 切り花等で主に対面販売を中心とした店（花屋、植木屋）
・ 中古品・リサイクルショップ	○ 対面販売を必要としない商品を中心とした店	× 主に家電家具等の対面販売を中心とした店

※ 10欄以降は、調査票第1面の8欄「事業別売上（収入）金額」のうち「⑤小売の商品販売額」が最も多い場合に記入してください。

12 売場面積

印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。
単位は、平方メートル（1坪＝3.3㎡換算）で記入してください。（小数点以下四捨五入）

十万	万	千	百	十	一
			6	5	0

平方メートル（㎡）

- 商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積を記入してください。
- 店頭販売を行っていない事業所（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機による販売）は、0（ゼロ）を記入してください。

13 営業時間

該当する番号を○で囲んでください。
「1　開店時刻及び閉店時刻がある」場合は、通常の開店時刻及び閉店時刻を12時間制で記入してください。

① 開店時刻及び閉店時刻がある（24時間営業以外）

＜開店時刻＞　1 午前 / 2 午後　10 時 00 分　～　＜閉店時刻＞　1 午前 / 2 午後　09 時 00 分

② 終日営業（24時間営業）

【記入例：営業時間が午前10時30分から深夜0時30分までの場合】

＜開店時刻＞　1 午前 / 2 午後　10 時 30 分　～　＜閉店時刻＞　1 午前 / 2 午後　00 時 30 分

- 正午は午後００時００分、夜中の０時は午前００時００分になります。
- 訪問販売については、販売員などの出店・帰店時間を記入してください。
- 通信・カタログ販売、インターネット販売の場合は、従業者の勤務時間を記入してください。

14 店舗形態

この事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を一つだけ○で囲んでください。

① コンビニエンスストア	② ドラッグストア	③ ホームセンター	④ 均一価格店

13 営業時間

- ◆ 開店・閉店時刻がある場合は必ず午前、午後のどちらか1つを○で囲み、12時間制で時刻を記入してください。
- ◆ 牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）は、記入する必要はありません。
- ◆ 通信販売、インターネット販売については従業者の勤務時間、訪問販売については販売員などの出店・帰店時刻とします。
- ◆ この事業所が管理している自動販売機の稼働時間を営業時間とせず、この事業所の営業時間を記入してください。

備考

備考　・令和７年１月から２月まで、販売管理システム改修のため営業時間短縮

・　令和７年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

12 売場面積

- **商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積**を記入してください。敷地面積ではありません。
- 自動車等の移動店舗の場合は、荷台等の商品を陳列している場所を売場面積とします。
- **以下の事業所は、「0」と記入してください。**
- ガソリンスタンド、自動車小売業（新車・中古車）、牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）、畳小売業、建具小売業、店頭販売を行っていない事業所（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機のみによる販売）

売場図例

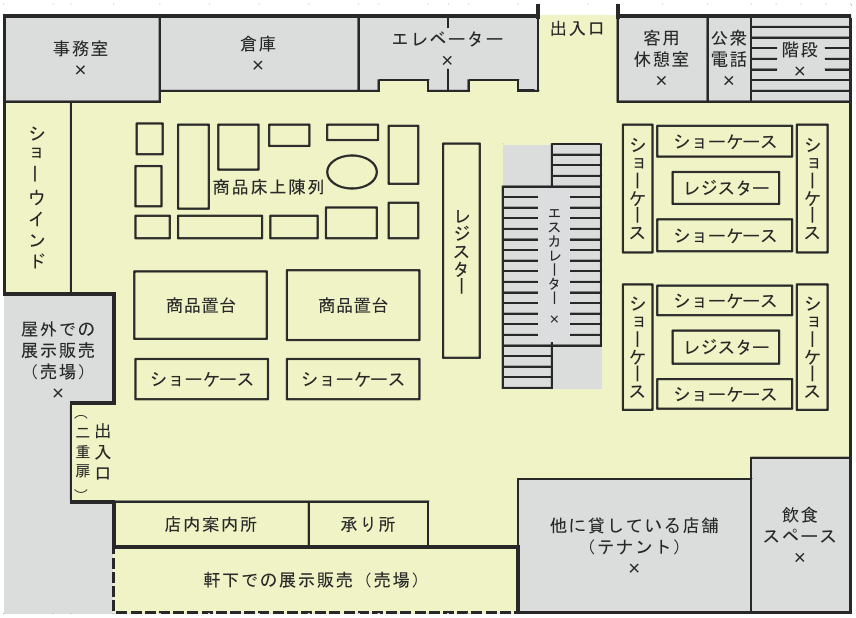

（注）売場図例の中の×印は、売場面積に含めないでください。

○売場面積に含めるもの
○　他から借りている店舗（テナント）及び売場 ○　建物に付属して柱を建てて、隣との境界を板囲い（衝立、植木）等で明確に仕切って、付属売場として拡張使用しているスペース
×売場面積に含めないもの
×　他に貸している店舗（テナント）及び売場 ×　飲食スペース、屋外展示場、配送所、階段、エレベーター、エスカレーター、休憩室、事務室、倉庫等 ×　商品を製造するための作業所（ただし、作業所と売場が分離できない場合は、便宜上売場に含む） ×　薬局の調剤室 ×　住宅併用店舗における専ら生活のために使用している場所

14 店舗形態

- 該当する店舗形態がない場合は、○囲みする必要はありません。
- **コンビニエンスストアとは、**各種最寄り品を扱う設備を備え、各種代金の支払等のサービスを提供し、主として飲食料品を小売する業態の事業所をいいます。
- **ドラッグストアとは、**各種商品を扱う設備を備え、主として医薬品や化粧品を取り扱い、家庭用品や加工食品などの各種最寄り品も小売する業態の事業所をいいます。ドラッグストアには、調剤薬局を併設している場合も含めます。
- **ホームセンターとは、**各種商品を扱う設備を備え、主として各種工具、建築材料、園芸用品、収納用品、電気機械器具などの住関連商品を取り扱い、家庭用品や飲食料品も小売する業態の事業所をいいます。
- **均一価格店（ワンプライスショップなど）とは、**各種商品を扱う設備を備え、主として食器や文具等の家庭用品を取り扱い、加工食品等も含めた各種最寄り品を、均一価格を基本に小売する業態の事業所をいいます。

【19】事業所調査票（建設業、サービス業）　第1面

※ 【19】事業所調査票　第1面（5欄及び8欄を除く）の記入のしかたについては、28～33ページ『【15】～【20】事業所調査票 第1面』を参照してください。

記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

5 この事業所の主な事業の内容

『調査票の記入のしかた』を参照して、できるだけ詳しく記入してください。
※ 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して訂正してください。

（1） 主な事業の内容 • この事業所で行っている事業のうち過去１年間の収入額又は販売額の最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください。	（2） 生産品、取扱商品又は営業種目 • 左記（1）の主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を収入額又は販売額の多い順に記入してください。
持ち帰りすし店（注文を受けて調理）	① にぎり ② 海鮮丼 ③

（3） 事業の業態
• 上記（1）で記入した主な事業の内容が、製造品の出荷・加工、卸売・小売、飲食サービス、建設の場合は、該当する事業の業態を右表から選択し、番号を○で囲んでください。

事業の内容	番号	事業の業態
製造品の出荷・加工	①	主に製造して出荷又は卸売
	②	主に製造して通信販売・ネット販売等で小売
	③	主に他の業者から支給された原材料により製造・加工
卸売	④	主に同一企業の他の事業所で製造・加工した物品を卸売
	⑤	主に他企業の事業所（下請先も含む）で生産・加工した物品を卸売
小売	⑥	主に製造してその場所で小売
	⑦	主に他の事業所から仕入れた商品を店舗で小売
	⑧	主に仕入れた商品を店舗を持たずに通信販売・ネット販売・訪問販売等で小売
	⑨	主に調理済みの料理品を小売
飲食サービス	⑩	主に顧客の注文で調理する料理品を提供（配達を含む）
建設	⑪	土木工事の施工額が、施工額全体の80%以上
	⑫	建築工事の施工額が、施工額全体の80%以上
	⑬	土木工事と建築工事の施工額がいずれも施工額全体の80%未満

（4） 管理・補助的業務か否か

『調査票の記入のしかた』32ページを参照し、この事業所がもっぱら管理・補助的業務を行っている場合は、右の□にチェックをしてください。 → □
※管理・補助的業務：支所等の管理、総務、経理、広報、自家用車庫・修理工場、自家用倉庫等

5 この事業所の主な事業の内容

（1）主な事業の内容

- この事業所で行っている**事業の内容を具体的に記入**してください。
- 記入に当たっては、6～9ページの記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。
- 複数の事業を行っている場合は、令和7年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額が最も多い事業を記入してください。
- 商品の販売、賃貸等を行っている場合は、主に何を販売しているか、何を賃貸しているか、又はどのようなサービスを提供しているかなどが分かるように、品目まで記入してください。

（2）生産品、取扱商品又は営業種目

- 「（1）主な事業の内容」について、具体的な生産品、取扱商品、サービスの営業内容などを売上（収入）金額の多いものから3項目記入してください。（記入例は6～9ページを参照してください。）

（3）事業の業態

- 主な事業の内容が**「製造品の出荷・加工」、「卸売」、「小売」、「飲食サービス」、「建設」**の場合は、該当する番号を選択してください。

（4）管理・補助的業務か否か

- この事業所がもっぱら管理・補助的業務を行っている場合は、右の四角にチェックをしてください。
  管理・補助的業務については、32ページを参照してください。

8 相手先別収入割合

- 7 欄「事業所の売上（収入）金額」について、収入を得た相手先別の割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

収入を得た相手先	①個人（一般消費者）	②個人以外	合計
収入額割合（%）	90	10	100

8 相手先別収入割合

◆ **7 欄「事業所の売上（収入）金額」を100%とした割合（小数点以下四捨五入）**で記入してください。

● ①個人（一般消費者）

- 一般消費者から得た収入について記入してください。個人の事業者・事業所から得た収入は含めません。
- 農林漁家から一般消費者として得た収入はここに含めます。ただし、農業機械の賃貸収入など農林漁家の事業に対するサービスは「②個人以外」に含めます。
- クリーニング、デジタル画像のプリント又は写真（現像・焼付・引伸）などの取次業については「②個人以外」に含めます。
- 旅行業者から支払われた宿泊費などは「②個人以外」に含めます。

● ②個人以外

- 民間の企業・団体や国、地方公共団体などの事業所との取引など、一般消費者から得た収入以外について記入してください。
- 自社名義で取引を行った国際取引による収入を含みます。
- 本社・支社（営業所）間及び支社（営業所）相互間の企業内取引を含みます。

備考

備考

・令和7年1月から2月まで、販売管理システム改修のため営業時間短縮

- 令和７年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

【20】事業所調査票（政治団体、宗教）　第1面

※ 【20】事業所調査票　第1面（5欄を除く）の記入のしかたについては、28～33ページ『【15】～【20】事業所調査票 第1面』を参照してください。

記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

5 政治団体、宗教の種類等	
（1）政治団体、宗教の種類 • ○囲みの印字がない場合は、右表の中から、該当する番号を選択し、○で囲んでください。	政治団体：① 政治団体 宗教：② 神道系宗教／③ 仏教系宗教／④ キリスト教系宗教／⑤ その他の宗教
（2）管理・補助的業務か否か	『調査票の記入のしかた』32ページを参照し、この事業所がもっぱら管理・補助的業務を行っている場合は、右の□にチェックをしてください。 □ ※管理・補助的業務：支所等の管理、総務、経理、広報、自家用車庫・修理工場、自家用倉庫等

5 政治団体、宗教の種類等

（1）政治団体、宗教の種類

◆ 該当する番号を1つ○で囲んでください。

（2）管理・補助的業務か否か

◆ この事業所がもっぱら管理・補助的業務を行っている場合は、右の四角にチェックをしてください。
管理・補助的業務については、32ページを参照してください。

備考

備考

・令和７年１月から２月まで、事業所の一部改築のため事業時間短縮

・　令和７年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

よくあるご質問

問1　調査日（令和８年６月１日）に営業していない場合や、季節的に営業しているため調査日に従業者がいない場合は対象となるのか。

答）　調査日に営業していない場合でも、専従の従業者や管理者がいる場合は調査の対象となります。

問2　廃業しているが、回答する必要はあるのか。

答）　＜令和８年６月１日以前に廃業した場合＞
調査票の備考欄に廃業している旨と廃業した年月日を記入の上、ご提出ください。
＜令和８年６月２日以降に廃業した場合＞
調査票にご回答いただき、備考欄に廃業している旨と廃業した年月日を記入の上、ご提出ください。

問3　調査期間中に合併や分割、または一部の事業を経営譲渡した場合はどのように記入すればよいか。

答）　合併・分割・経営譲渡をされた場合には、該当する企業調査票もしくは事業所調査票の備考欄に、合併等の時期、相手方の法人名や事業再編の種類（合併、分割など）などできるだけ詳しく記入してください。

記入例：令和８年４月１日／株式会社△○（〒111-0000　東京都○○区△△1丁目13-2／03-XXXX-XXXX）に（を）吸収合併

吸収合併を行った場合は、合併前の承継法人及び消滅法人の令和７年の売上（収入）金額と、合併後の令和７年の売上（収入）金額の合計を記入してください。

また、令和８年１月１日～５月３１日の間に吸収合併を行った場合は、承継法人の令和７年の売上（収入）金額と消滅法人の令和７年の売上（収入）金額の合計を記入してください。

新設分割を行った場合は、分割によって新設された法人の売上（収入）金額は含めず、存続法人の令和７年の売上（収入）金額を記入してください。

問4　非常勤の役員、また、産休、育休、療養中の人は従業者に含めるのか。

答）　常勤、非常勤の別、休業中は問わず、給与を支払っている場合は従業者に含めます（非常勤の役員は「有給役員」に含めてください）。

問5　事業所間で従業者が行き来している場合や、その時々で出勤する事業所が異なる従業者はどのように扱うか。
また、業務請負で来ている場合の従業者はどのように扱うか。

答）　給与を支払っている事業所の従業者となります。

問6　有期雇用者の雇用期間が１か月以上か未満かの基準月日は、いつを基準にして１か月とするのか。

答）　６月１日現在で雇用している者について、雇用契約期間が１か月以上か未満かをご判断ください。

問7　社内の管理、支援業務を行っていて事業所としての売上がない場合は、事業所調査票はどのように記入するのか。

答)　管理・補助的業務のみで売上がない事業所は、5欄「(2)管理・補助的業務か否か」(【19】事業所調査票(建設業、サービス業)は5欄(4))の右の四角にチェックをした上で、売上(収入)金額欄には「0」と記入してください。

問8　決算時期の関係で令和7年1月～12月の期間で記入できないがよいか。

答)　令和7年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、令和7年を多く含む決算期間について記入してください。例えば、3月決算の場合は令和7年4月から令和8年3月の1年間について記入してください。
また、営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。

問9　本決算の時期が複数ある場合はどうすればよいか。

答)　合算して12か月になる場合は、令和7年を多く含む期間で合算してください。
12か月にならない場合は、12か月になるように算出してください。
なお、本決算とは1年間を通じた決算のことで、中間決算や四半期決算とは異なります。

問10　資産運用による利益は売上(収入)金額に含まれるのか。

答)　資産運用や資産売却による収入は営業外利益に当たるため、含めません。
なお、金融業等で営業内収益の場合、または会社以外の法人で経常収益に含まれる場合は売上(収入)金額に含めてください。

問11　企業調査票の売上(収入)金額と事業所調査票の売上(収入)金額の合計が社内取引等の関係で合致しない場合はどうすればいいか。

答)　企業調査票の売上と事業所調査票の売上の合計が、社内取引等の関係で合致しない場合は、企業調査票の備考欄にその旨を記載してください。

<参考> 企業の売上高と事業所の売上高

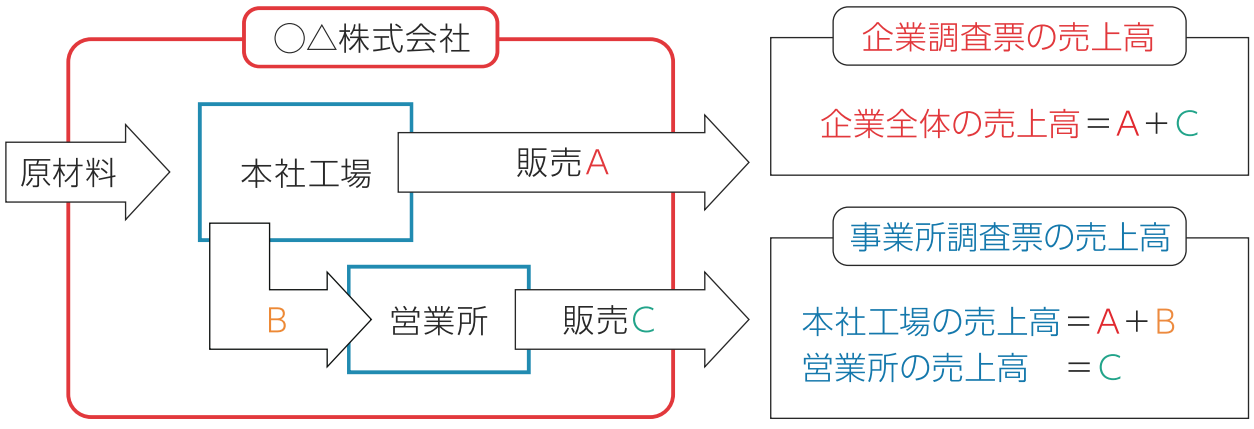

企業単位の売上高　≦　事業所単位の売上高の合計
A＋C　≦　A＋B＋C

問12　学校法人のため、「費用総額」の項目に当てはまる費用が見当たらない。

答)　「教育活動費用計」と「教育活動外費用計」の合計を「費用総額」としてください。

ただし、「教育活動外費用計」には経常的ではない費用が含まれていることがありますので、その項目（金額）は控除してください。「特別費用」や「繰り越し活動増減差額」は含めません。

問13　「給与総額」に通勤費は含まれるのか。

答)　通勤費も給与総額に含めます。

ただし、貴法人で通勤費を販売管理費に計上している場合は、給与総額には含めないでください。

問14　他企業から出向してきた従業員に支払う給与額はどのように回答すればよいか。

答)　出向受入者は、出向契約等に基づき、給与として実際に支給した額を「給与総額」に含めてください。また、出向元の他企業に対して給与相当分を負担している場合は、その負担相当額を「給与総額」に含めてください。

問15　他企業に出向している従業員に支払う給与額はどのように回答すればよいか。

答)　出向契約等に基づき、出向元で給与を負担している（本人に支払っている）場合は、出向元の「給与総額」に含めます。出向先で給与を支払っている場合は出向元の「給与総額」には含めず、出向先の「給与総額」に含めます。

問16　「給与総額」に人材派遣会社からの派遣社員の給与は含まれるのか。

答)　人材派遣会社からの派遣社員においては、派遣先が派遣元に支払っている給与分は外注費となりますので、「給与総額」には含めません。ただし、派遣社員に直接給与を支払っている場合は「給与総額」に含めます。

問17　租税公課には何を記入すればよいか。

答)　営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。具体的には以下のとおりです。

なお、租税公課はこれから支払うものではなく、「売上（収入）金額」で回答いただいた期間に対応する税を記入してください。

＜租税公課に含めるもの＞
- “電気業、ガス業、保険業” の収入課税の事業税
- 税込み経理の場合の、納付すべき消費税
- 関税、登録免許税、地価税、都市計画税
- 自動車取得税、自動車重量税、不動産取得税、事業所税
- 外形標準課税のうち、資本割及び付加価値割の部分

＜租税公課に含めないもの＞
- “法人税、住民税、所得課税” の事業税
- 法人税、都道府県民税、市町村民税
- 外国法人税
- 外形標準課税のうち、所得割の部分

問18　国民健康保険団体連合会の診療報酬等は含めるか。

答)　国民健康保険団体連合会の診療報酬等は、「売上（収入）金額」「費用総額」の双方に含めて記入してください。

問19　企業調査票の8欄「企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目」の、②費用総額と③～⑧の合計は一致しなくてもよいか。

答)　8欄「企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用項目」の③～⑧は主な費用項目なので、その合計と②費用総額とは必ずしも一致しません。また、金融業、保険業以外の場合には、支払利息等は営業外費用に該当するため、②費用総額には含めません。

問20　企業調査票の売上（収入）金額などは連結ベースで記入するのか、単体ベースで記入するのか。

答)　グループ会社は別企業として調査しますので、企業単体ベースの金額で記入してください。

問21　消費税の税込み・税抜き記入について、企業調査票は記入欄があるが、事業所調査票はどうすればいいか。

答)　同一企業の調査票は、税の扱いを統一したいため、個々の事業所毎には記入欄を設けていません。

企業調査票で選択した方法ですべての調査票を記入してください。

問22　手数料関連の収入は事業別売上（収入）金額でどのように記入したらよいか。

答)　手数料関連の収入については、以下を参考に、「企業全体の事業別売上（収入）金額」及び「事業別売上（収入）金額」欄に記入してください。

- 郵便切手や印紙の販売手数料　→　「⑲上記以外のサービス事業の収入」となります。
- 商品券やギフト券の販売手数料　→　「⑲上記以外のサービス事業の収入」となります。
  ただし、商品券・ギフト券の販売額は売上からは除いてください。商品券、ギフト券で消費者が購入した場合は、「⑤小売の商品販売額」となります。
- 廃棄物処理業者への仲介手数料　→　「⑲上記以外のサービス事業の収入」となります。
  書類上いったん買い取ってから廃棄物処理業者に販売している場合も同様です。

問23 「2025年経済構造実態調査　産業横断調査票」の7欄「企業全体の事業活動、生産物の種類」に記入した種類について、今回の令和8年経済センサス-活動調査の企業調査票にはどのように記入すればよいか。

答)　「2025年経済構造実態調査　産業横断票　事業活動・生産物分類一覧」に掲載している事業活動・生産物の種類と、令和8年経済センサス-活動調査（以下「令和8年調査」という。）の『分類表（建設、サービス）』に掲載している建設、サービスの種類とでは、調査票への掲載方法が異なります。令和8年調査の企業調査票においては、以下のように記入してください。

＜複数の事業を行っている例＞

ア ドローンによる農薬の航空防除事業 ・・・・・	0．2億円（農業、林業、漁業）
イ 砂の採取・販売事業 ・・・・・・・・・・・・・・・	0．5億円（鉱業、採石業、砂利採取業）
ウ 鉄骨の製造事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	20億円（製造業）
エ 家具の小売販売（又は卸売）・・・・・・・・・・	1億円（卸売業、小売業）
オ 新築住宅の建築・販売事業 ・・・・・・・・・・	10億円（建設業）
カ 和食レストランの経営 ・・・・・・・・・・・・・・	0．8億円（飲食サービス業）
ア～カの合計	32．5億円

(1) 企業調査票第1面の8欄「①売上（収入）金額」に、上記ア～カの合計金額を記入します。

	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額					3	2	5	0	0	0	0,000

(2) 企業調査票第1面の9欄「企業全体の事業別売上（収入）金額」の①～⑲各欄に、上記（1）の事業別の内訳を記入します。

事業別内訳	売上（収入）金額 十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 農業、林業、漁業の収入	ア						2	0	0	0	0,000
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入	イ						5	0	0	0	0,000
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額	ウ				2	0	0	0	0	0	0,000
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）											0,000
⑤ 小売の商品販売額	エ					1	0	0	0	0	0,000
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）	オ				1	0	0	0	0	0	0,000
⑦ 不動産事業の収入											0,000
⑧ 物品賃貸事業の収入											0,000
⑨ 飲食サービス事業の収入	カ						8	0	0	0	0,000

(3) 企業調査票第2面の 17 欄「建設、サービス収入の内訳」は、上記 (2) のうち、建設、サービス業について、その事業内容ごとの内訳を記入します。

この例においては、建設、サービス業ではない、ア (農業、林業、漁業)・イ (鉱業、採石業、砂利採取業)・ウ (製造業)・エ (卸売業、小売業) を除き、オ (建設業)・カ (飲食サービス業) について、その事業内容ごとに、令和8年調査の『分類表 (建設、サービス)』に掲載している分類の中から、「分類番号」「建設、サービスの種類」「売上 (収入) 金額」の各欄に記入します。

なお、オについては、2025年経済構造実態調査産業横断調査票の「03-00建設業」に該当しますが、令和8年調査の『分類表 (建設、サービス)』では「03-00建設業」の内容をさらに詳細に分けているため、各分類の名称や内容例示等をご確認いただいた上で、選択・記入してください (この例では「06-04住宅建築工事・同設備工事 (元請工事、新設)」と「09-01店舗内飲食サービス (給食サービスを除く)」となります)。

	分類番号	建設、サービスの種類	売上 (収入) 金額 十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円
❶	06－04	住宅建築工事・同設備工事 (元請工事、新設)	オ 1,000,000,000
❷	09－01	店舗内飲食サービス (給食サービスを除く)	カ 8,000,000

問24 記入の際の参考にしたいので、前回提出した調査票 (または類似の調査票) を送付してほしい。

答) 情報保護の観点を踏まえた調査票の取扱の関係から、記入済みの調査票を送付することはできません。

紙へリサイクル可